

# 平成24年6月甲良町議会定例会会議録

平成24年6月8日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成23年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）
- 第4 報告第2号 平成23年度滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表の報告について
- 第5 報告第3号 平成24年度滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告について
- 第6 報告第4号 甲良町国民保護計画の変更について
- 第7 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成23年度甲良町一般会計補正予算（第7号））
- 第8 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第3号））
- 第9 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）
- 第10 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
- 第11 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 第12 議案第30号 平成24年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第31号 甲良町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第32号 甲良町防災行政無線施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 同意第3号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第16 一般質問

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	阪東 佐智男	2番	野瀬 欣 廣
3番	西川 誠 一	4番	濱野 圭 市

5 番	丸 山 光 雄	6 番	木 村 修
7 番	藤 堂 一 彦	8 番	丸 山 恵 二
9 番	金 澤 博	10 番	山 田 壽 一
11 番	西 澤 伸 明	12 番	建 部 孝 夫

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	北 川 豊 昭	教 育 長	堀 内 光 三
総務課長	大 橋 久 和	会計管理者	山 本 昇
教育次長	金 田 長 和	税務課長	上 田 和 光
企画監理課長	中 山 進	人権課長	奥 川 喜四郎
水道課長	茶 木 朝 雄	産業課長	米 田 義 正
建設課長	若 林 嘉 昭	住民課長	中 川 愛 博
保健福祉課長	川 嶋 幸 泰	学校教育課長	橋 本 悟 子
総務課参事	中 川 雅 博	子育て支援所長	奥 村 晃 子

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌 間 忍	書 記	宝 来 正 恵
------	-------	-----	---------

(午前9時10分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成24年6月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 野瀬議員および3番 西川議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議第とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成24年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

毎年、省エネルギーの一層の推進と、地球温暖化防止を目的に夏季の適正冷房と軽装勤務に取り組んでおります。今年度におきましては関西広域連合の構成府県として、滋賀県の方からも昨年より1カ月早い5月1日から10月31日までの取り組みの依頼があり、本町においても5月からクールビズに取り組んでいますので、職員の軽装にご理解をお願い申し上げます。

次に、道の駅「せせらぎの里こうら」が県内16番目の道の駅として登録され、5月10日に滋賀国道事務所長が登録証の伝達のために役場に来られました。道の駅は一般道路において道路利用者の休憩施設になるとともに、地域のふれあいの場として地域の顔となる施設として登録されたものです。

次に、昨年に引き続き、5月16日から18日の2泊3日の農村生活体験で、甲良・豊郷・多賀・愛荘の4町が合同で、今年は静岡県浜松市立東部中

学校3年生を受け入れをいたしました。甲良町は、生徒42名を13家庭の皆さんが受け入れをしていただきました。ふだんの生活から離れ、経験したことがない稲作体験、畑作業、山作業、そして料理体験をし、それぞれ新鮮味を感じていただいたことと思っております。

最後に、5月25日、26日には、平成24年度のまちづくり協議会等の先進地研修に長野県阿智村、下條村へ35名が行ってまいりました。本年は、若者定住、自立のまちづくりをテーマといたしました。

阿智村視察では、集落存続のための阿智村人口維持施策として、若者の新規就農志向の傾向と課題、若者が地域に住み続けていくための取り組みを視察。また、下條村視察は、人口対策は総合対策、定住から永住への取り組みを視察してきました。いずれの取り組みも、本町の人口減少を食いとめるための取り組みの参考になるのではないかと、このように思っております。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号は、平成23年度一般会計予算において、翌年度に4,808万6,000円の明許繰越をしました。繰越計算書の報告であります。報告第2号及び報告第3号は、滋賀県土地開発公社の平成23年度事業ならびに財務諸表の報告および平成24年度事業計画収支予算と資金計画の報告でございます。

報告第4号は、甲良町国民保護計画の変更に伴う報告であります。

承認第1号は、平成23年度一般会計補正予算第7号で、8,018万9,000円を増額し、補正後の予算額を38億1,989万8,000円とするものでございます。

承認第2号は、平成23年度介護保険特別会計補正予算(第3号)で、2,874万3,000円を減額し、補正後の予算額を6億7,875万8,000円とするものであります。

承認第3号は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、甲良町税条例の一部を改正するものであります。

承認第4号は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法令施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令が3月30日に公布されたことに伴い、甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正するもので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号は、自動車を運転中、道路の石張石が外れ、車体およびスペアタイヤを損傷したことに伴い、額の専決処分の承認をお願いするものです。

議案第30号は、平成24年度一般会計補正予算(第2号)で、977万

2, 000円を増額し、補正後の予算額を37億8,091万9,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳入で繰越金の計上、諸収入におけるコミュニティ事業助成金の増額、歳出では、企画費におけるコミュニティ事業補助金の増額、諸費のココラちゃんグッズ制作委託の補正でございます。

議案第31号、議案第32号は、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳の適用対象となるため、甲良町印鑑条例および甲良町防災行政無線施設の設置および管理に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

同意第3号は、任期満了に伴う甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、再任の同意を求めるものであります。

以上、本日提出をいたしました案件につきまして、その概要を説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○**建部議長** 日程第3 報告第1号から日程第6 報告第4号までを一括議題といたします。

報告書が提出されておりますので、順次報告を求めます。

総務課長。

○**大橋総務課長** それでは、報告第1号 平成23年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成23年度甲良町一般会計予算において次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

裏面もお願いします。

款6 農林水産業費1項 農業費、事業名、せせらぎの里甲良整備事業、繰越額1,826万7,000円、款8 土木費項2 土木橋梁費、町道金屋池寺長寺線道路改良事業2,356万5,000円、9款 消防費1項消防費、消防救急無線更新事業625万4,000円、計4,808万6,000円の、翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、報告第2号であります。

平成23年度滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表を報告するものでございます。

報告書の5ページをお願いします。

事業関係、土地保有状況、面積7万2,183平米、簿価格7億9,941万1,604円が期首残高でありました。23年度中に面積は減少、6万

1, 178、期末残高1万1, 005平米、それから簿価格は、23年度中の増減が207万3, 072円の増加、6億3, 478万7, 551円の減少、残高が1億1, 669万7, 125円でありました。

次に、10ページをお願いします。

財務概況であります。1、事業収支の概要、当期の事業収益としては、用地売却収益、施設収益の合計6億3, 478万7, 551円の計上に対し、事業費用は用地費用、施設費用、支払利息並びに管理費の合計、6億3, 782万6, 064円である。したがって、当期の事業収支は303万8, 513円の損失である。なお、当期は公社が保有している申し出事業用地のうち、償還の完了した5申し出事業用地を当該申し出団体に売却した。

2、事業外収支の概要。当期の事業外収支としては、基本財産および財政調整基金の運用による収益のみであり、4, 470円の利益の計上である。以上の結果、当年度は303万4, 043円の純損失の計上である。

以上でございます。

報告第3号であります。

報告第3号 平成24年度滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画を報告するものでございます。

それでは、1ページをお願いします。

議第2号 平成24年度滋賀県市町土地開発公社事業計画。

1、基本方針。

本公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、設立団体の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、公共用地となる土地の取得造成事業を実施するものであります。平成24年度において昨今の土地需要にかんがみ、新規の申し出予定もないことから保有する土地の適正な管理および処分を行う。

事業関係、土地の管理・処分。

公社保有物件の適正な管理に努めるとともに、今年度に償還が満了する土地について当該申し出団体に譲渡する。

面積、4, 895平米、元金3, 019万7, 000円、利息232万3, 000円、合計3, 252万円。

それでは、3ページをお願いします。

議第3号 平成24年度滋賀県土地開発公社収入支出予算。

第1条では、収入支出それぞれ2, 409万3, 000円と定めるものでございます。

続きまして、9 ページです。

議第4号 平成24年度滋賀県市町土地開発公社資金計画について。

事業資金、平成23年度末借入金残高3,548万6,000円、本年度返済分1,969万7,000円、24年末借入金残高1,578万9,000円であります。

続きまして、報告第4号であります。

甲良町国民保護計画の変更について。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、甲良町国民保護計画の変更を報告するものでございます。

この計画は、前回平成19年3月に町の国民保護計画を作成し、議会にて説明させていただいております。今回一部組織の名称の変更や甲良町に直接関係ない部分の削除をさせていただき、別冊のとおり作成しましたので、よろしくお願ひします。

以上です。

○**建部議長** これをもって報告を終わります。

次に、日程第7 承認第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて。

平成23年度甲良町一般会計補正予算（第7号）。

上記の議案を提出する。

平成24年6月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**大橋総務課長** それでは、議案書の裏面です。専第1号 専決処分書。

平成23年度甲良町一般会計補正予算（第7号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

それでは、予算書の表紙の裏であります。

平成23年度甲良町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものでございます。

今回、歳入歳出それぞれ8,018万9,000円を増額し38億1,989万8,000円とするものでございます。繰越明許費、地方債の補正は、2表、3表で説明させていただきます。

1 ページです。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、町税317万8,000円、2款 地方譲与税144万8,000円の減額、3款 利子割交付金32万1,000円、4款 配当割交付金49万円、5款 株式等譲渡所得割交付金17万7,000円の減額、6款 地方消費税交付金255万3,000円の減額。

2 ページであります。

7款 自動車取得税交付金216万5,000円の減額、8款、地方特例交付金199万6,000円の減額、9款 地方交付税1億6,237万6,000円、10款 交通安全対策特別交付金7万5,000円の減額、13款 国庫支出金254万4,000円の減額、14款 県支出金101万3,000円、15款 財産収入566万9,000円、17款 繰入金7,760万円の減額、20款 町債430万円の減額、収入合計、補正前の額37億3,970万9,000円、補正額8,018万9,000円、計38億1,989万8,000円。

4 ページをお願いします。

歳出、1款 議会費18万9,000円、2款 総務費9,526万2,000円、3款 民生費499万8,000円、4款 衛生費218万3,000円の減額、6款 農林水産業費63万3,000円、7款 商工費14万1,000円、8款 土木費1,956万4,000円の減額、10款 教育費71万3,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

6 ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正、変更、9款 1項の消防費、消防救急無線更新事業、変更後625万4,000円をお願いするものでございます。

第3表 地方債補正、起債の目的、公共事業等債、駐車場整備費140万円減額しまして1,200万円、公共事業等債、町道改良分290万円減額しまして1,680万円、減額額は合計430万円の減額、補正後が2億3,366万6,000円とお願いするものでございます。

以上です。よろしくをお願いします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 3つ続けて質問をいたします。

歳入の部の12ページ、13ページ、14ページに及びます。そこには特別交付税の1億6,200万円が確定したことによって、これは私の理解であります、1億6,200万円が特別交付税、確定したことによって財調の繰り入れと減債基金の繰り入れを取りやめて、新たに財政調整基金は9,



500万円を繰り入れた。こういう処理、構図に見えますが、そういう理解はどうかという点で説明願います。

それから16ページですが、全協でも質問いたしました。見込みで申請し、確定後返還という説明がありました。補助金の返還、これは何人の差が生じたのか、国の申請でかなりの幅があるように思いますが、ご説明願います。

17ページですが、公営住宅の除却費、除却の工事が減額になっています。この減額の理由について説明を求めます。

以上です。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 今、歳入の方で申された特交の増額分を、基金の繰り入れを取りやめるのと財調に積み立てたということで結構でございます。そのとおりでございます。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 人数につきましては、1カ月に1人ということでございますので、何人ということとは出ませんので、トータルで何人あったかということとは出せませんが、延べ人数でしかわかりませんので、今ここに資料がございませぬけど、合計はしておりませぬので、後ほど合計して報告させていただきたいと思っております。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 1,128万8,000円の減額ですけれども、公営住宅の解体工事で、最終2棟4戸の解体工事を行いまして、実績報告で送りました金額で不用額という形で減額をするものでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 一番最初の総務課長の答弁はわかりました。しかし、2つ目の手当の補助金の返還、これは全協でも、私、聞いたんです。私たちは資料も目にしておりませぬ。ですから、確定後返還する。国の申請で余裕を持って申請をして確定後返還するとなれば、その人数、私は資料がありませんので人数という形で聞きましたが、その根拠を説明していただきたいんです。きのう既に言っているんです。待っていましたら、きのうあったかなと思うんですが、ありませんでした。という点では、そういう勉強をちゃんとしてほしいというように思います。

それから、17ページの公営住宅の除却工事ですが、これは当初見込んだ予算から見て入札が低くできたのか、それとも業者の方で、企業努力で安くできたのか、その辺の減額の理由を聞いています。よろしく願います。

○建部議長 町長。

○北川町長 公営住宅の除却については、当初予定価格が1,800万という

ようなことで設計価格が出されました。しかし、当時中山課長が人権課長でして、その予定価格を見せていただいていたに判断させていただいて、これは高いということで設計をやり直してもらいたいという旨のことを伝えて、1カ月後に再度出てきましたのが1,100万という予定価格が出てきたということで、除却については最低制限を設けない。だから、その中で競争原理を働かせていただいて、そして、最終処分をきちっとしてもらおうということとを前提で、更地にするということで競争入札をさせていただいた。一般競争入札をさせていただいたという結果、最低制限は設けていないので一番安い業者さんをお願いをして除却をしていただいた。その結果、これだけの差額が出てきたということでございます。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 済みません。ここに当初の交付決定額、申請した額の決定額と最終の実績の決定額の交付額がございますけれども、その差が213万、正確には210万2,999円ということなんですけれども、人数の差の当初の差につきましては、申しわけございません、最終の人数はわかるんですけれども、算定式はできておりませんでしたので、早急にして、また報告させていただきます。済みません。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** わかるんです。複雑な計算だというのはわかりますが、その複雑な計算なりに差額が出ているということは、計算の根拠がされている。こういう計算の根拠がされた結果、補助金の返還が生じたということで説明いただければ私たちはわかります。そういう説明を求めていますので、お願いしたいと思います。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** ただいまの議案、承認第1号については、決算整理の意味合いもあります。補正という限定の範囲で、本予算については、私、委員会では賛成をしております、本会議は欠席をその日はしております。それで賛成とさせていただきます。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第8 承認第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。局長。

○**陌間事務局長** 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号))。

上記の議案を提出する。

平成24年6月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 失礼します。承認第2号でございます。

専決処分書。

平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

1枚目を見ていただきたいと思います。

歳入歳出の総額から2,874万3,000円を減額し、6億7,875万8,000円に願います。

1ページの第1表をお願いいたします。

歳入の部でございます。3款 国庫支出金571万7,000円の減額、4款 支払基金交付金736万7,000円の減額、5款 県支出金377万3,000円の減額、6款 繰入金8万5,000円の増額、9款 財産収入2万9,000円の増額、10款 財政安定化基金貸付金1,200万円の減額、歳入合計、補正前予算額7億750万1,000円、補正額2,870万3,000円の減額、6億7,875万8,000円でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

2款 保険給付費2,297万4,000円の減額、3款 地域支援事業費117万4,000円の減額、7款 高額医療合算介護サービス等費40万6,000円の減額、8款 予備費418万9,000円の減額、歳出合計につきましては、歳入合計と同じでございます。

次のページ、3ページをお願いいたします。

2表 地方債の補正でございます。財政安定化基金貸付金を1,200万

減額させていただきまして、補正額はゼロでございます。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** 10ページにかかわります。3月に確定したことによって6つのサービス、給付額が減額、増額になっています。そこで、在宅介護サービスが増えたが施設サービスが減少して、全体として1,493万円の減少、つまり当初見込んだ金額から給付総額が下がったというように理解をできるわけですが、これについての説明が1つです。

もう一つは、下がった金額、これを介護保険の負担者、保険料の負担者数で割って換算すれば幾らの金額になるかという質問です。これは、なぜこういう質問をするかといいますと、給付の総額を3年間決めて、その3年間を介護保険の負担者、40歳以上の方に負担をしてもらおうという形で割ります。それで保険料が出てくるわけですが、3年間の、23年度の最終は3年間介護保険の事業の期間、4期でしたですか、終わったところでありますので、そういう点から見ても当初見込みが過大過ぎたのか、それとも今回のやつはいろんな努力で軽減をされて給付総額が下がったというように思うわけですが、その負担の金額で軽減できるのではないかというように、私、思いますので、その説明、2点、よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 介護保険の施設サービス費の方で下がった原因につきましては、当初かなり予算的には多く見ておったんですけれども、その分大分下がったというのと、施設で亡くなられた方が何人かいらっしゃいますので、その方が、ちょっと人数が何人かというのは詳しく言えませんが、その分が大分減ったということでございます。

それと、差額の金額そのもので幾らになるかということなんですけれども、本来そのままの額でしたら、先ほど言いましたように借入金を起こすような予定をしておりました。それが1,200万予定しておったんですけれども、金額が下がったことによって借り入れをしなくてもよくなったということで、還元できるまではできていないということでございます。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9 承認第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成24年6月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**上田税務課長** 専第3号 専決処分書。

甲良町税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただきますのでございます。

今回の改正につきましては、地方税法の施行規則の一部改正の省令に基づいて、平成24年4月1日から施行されることに伴いまして、甲良町税条例の一部を改正する必要が生じたことによるものでございます。

それでは、甲良町税条例の一部を改正する条例。

甲良町税条例の一部を次のように改正する。

付則第10条の2第7項中「附則第7条第9項各号」を、「附則第7条第8号各号」に改める。同条第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

付則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

付則第11条の2の見出しを「(平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成2

2年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

付則第12条の見出しにおける同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地または商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度までに改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度までに改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第13条（見出しを含む）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

付則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」までに改める。

付則（施行期日）、1枚めくっていただきまして、第1条、この条例は、平成24年4月1日から施行すると。

（固定資産税に関する経過措置）ということで、第2条、別段に定めるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成24年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2項、この条例による改正前の町税条例（以下この項について旧条例という。）付則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）および第4項の規定は、平成24年度分および平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とするということで、以下、表に載せさせていただいておるということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

丸山議員。

○丸山光雄議員 この説明書、きのうも聞かせてもらって、今日も聞かせてもらったけど、よくわかりにくい、非常に。それで、私は今、西澤さんにこれ

を、よくわからないんだけど、こんなん、どうなっているのやと言うたら、そうやろ、わからないのがこの町の行政のやり方やと、こういうことを聞いて、なるほどだますことにしか考えていないような感じに聞こえます。だましたとは言いませんが、だますような感じがします。

そこで、私、聞きたいんですけども、この条例は平成24年4月1日から施行するとなっていますが、この固定資産税、我々住宅用地を持っている場合は、固定資産税は上がるのか、下がるのか。それとも法律的な用語で変わらないのか。この3点、どちらかを答えを求めたいと思います。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 この条例、非常に難しい、難解であるというのは事実かと思いますが、これは甲良町が独自にこの条例の改正をしたということではなくて、最初申し上げましたように、地方税の施行規則の一部の、省令の改正に基づきまして各市町村、同じような形で条例を改正をさせていただいているということでございます。

そして、この住宅用地は上がるのか、下がるのかというご質問でございますけれども、課税標準額に通常1.4%を掛けて税額が出るわけなんです、その課税標準額というのが、その土地によって少しばらつきがあるということでございます。ですから、土地によっては少し高い、低いというのが現存するということなんですけども、課税標準額が評価額に対してどれぐらいの割合にあるか。課税標準額が評価額に非常に近い部分については据え置き措置というのがとられている。それはどれぐらいかという、評価額の8割以上については据え置きをされておったんですが、今回、その据え置き措置がなくなるということで、8割、9割に達しているものについても上昇する。評価額に近づくという話になるわけなんです、経過措置ということで、今回は9割以上の部分については据え置きされるけれども、それ以下の分については上がるという要素が出てくるということになります。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ということは、一般、小さいところでは値上がるということですね。ということは、やはり庶民に対しては苦しい生活がますます苦しくなるという形になっていますね。ですから、こういうところを改めてほしいんですけども、一応今日のところは上がるということですね。これはやっぱり私たち町民にも知らせなきゃならない議員としての義務がありますので、上がるんですね、8割以下の人たちは。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 そのとおりでございます。

○建部議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 3点、あります。

1つは、先ほど説明がありました国の改正による町の条例改正という点で、町は条例主義をとっていますという点で、国に合わせて町が改正するというわけですが、町独自でも考えられるということの1つのあらわれですが、そこで、1つは、軽減特例の廃止の影響を受ける住宅用地ですね。甲良町内ではどれほどになるのか。つまり、上がる方、上がらない方の割合でも結構です。件数でつかんでおられるのやったら件数でということに回答をよろしくをお願いします。

そして、2つ目は、町の税収が増えることになります。つまり、町民の負担が増えるわけですから、どれほどの規模になるのかという試算をされておられると思いますが、この4月1日から、そして、経過措置で24年度、25年度はこういう経過措置をとりながら26年度は上がっていくということで、どれぐらいの規模になるのか。つまり税収の増の部分ですね。どれだけになるのかということが2点目です。

3点目は、甲良町内では固定資産税の同和減免が続いています。その負担水準が0.8以上という兼ね合いが、この改正と連動をするのか、関連をするのか、それともそういうことは関連をしないというように作業を、扱いをするのか、この3点、よろしくをお願いします。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 まず1点目でございますが、甲良町における宅地の中の住宅用地の部分ですけれども、住宅用地自体が、宅地自体が今のところ約192万平米ございます。そのうち住宅用地と言われるものが109万3,000平米ということで、全体住宅用地については住宅の57%程度が住宅用地という区分の面積になってきております。

そして、第2番目につきましては、どれほど税額が廃止、経過措置で9割以上の分しか据え置きしない。8割から9割の部分については、以前までは据え置きだったのが上がるという要素になってくるんですけれども、その部分に対しての税額の上昇部分というのは、今のところその部分だけの税額の増額という数値の把握は、今のところちょっとできておりませんので、これはすべての、2万筆等の土地がございますので、それをチェックしていく必要が出てきますので、その分については今即答はできない状況ですので、でき次第また報告させていただきたいなというように思います。

3点目の同和減免と今回の据え置き措置、0.8がなくなったことに対する関連性ということとは、同和減免については税の部分で最終減免をするということでございますので、今回の据え置き措置については課税標準額が想起



されるということですので、直接的な関連はございません。同和減免は同和減免、今回の据え置き措置は据え置き措置ということで別の計算項目になるということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 1点目の192万平米ですか、その部分が57%受ける。そして、この負担水準が0.8、つまり課税標準額と評価額との比率が0.8を超える部分が9割ということによろしいのでしょうか。その部分はこの57%の中の9割という意味ですか。説明、お願いいたします。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今申し上げた住宅用地の57%でどう占めているということと、今回、8割が削除になった部分については、この57%の中に8割から9割の上がる部分の据え置きがなくなる部分の土地が含まれているということですのでではないということでございます。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 住宅用地を取得されている方というのは、ほとんどが庶民であります。また、暮らしを支える一番大事な生活基盤であります。そういうところに課税標準額と評価額との差の特例を廃止をするということで、住宅用地についての増税分が見込まれてまいります。そういう点では、庶民増税の1つというように考えられますので、私たちは反対をさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10 承認第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成24年6月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**上田税務課長** 第4号 専決処分書。

甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をお願いするものでございます。

今回の専決の改正の内容でございますけれども、近畿圏の近郊整備区域および都市開発区域の整備および開発に関する施行規則および中部圏の都市計画区域、都市開発区域および保全区域の整備に関する施行規則の一部改正の政令が行われたことによる甲良町の固定資産税の不均一課税の条例の一部改正が生じたことによるものでございます。

甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例。

甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

付則、施行期日、1、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

経過措置、2、改正後の甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例第2条第1項の規定は、平成24年4月1日以後に工業生産設備を新設し、または増設した者について適用し、同日前に工業生産設備を新設し、または増設した者については、なお従前の例によるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** 1点、説明をお願いいたします。

この不均一課税に関する条例の適用を受けていた町内での対象企業があるのか。

そしてもう一つは、26年3月31日まで、つまり2年間、この不均一課税を延長するわけですが、その対象になるような見込みのあるところがあるのか。この2点、お願いします。

○**建部議長** 税務課長。

○**上田税務課長** 過去この不均一課税の条例適用の事業所等があったかどうか

ということですが、私の記憶の中ではなかったというように把握しております。

そして、今後、26年3月31日までにそういう適用対象工場があるかどうか。予定はあるのかどうかということですが、これも10億以上の新設の施設および新規の50人以上の雇用が必要であるということにありますので、非常に大きな増設、そして大きな雇用人数の新規採用ということですので、このことについては今のところ非常に厳しい状況ではないかなというように思っております。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

条例を読みますと、10億の設備を投下できて50人の雇用を拡大できるという基準があります。ラジオのニュースで聞きましたが、昨今太陽光発電のメガソーラーの設置が山でも辺地、つまり周辺地でも取り囲まれて企業が進出をしようとしています。ニュースにありましたメガソーラーは20億を投下するということですが、これにプラスをして、かつの条件でありますので50人が雇用されるということではなかなか難しいというように思っています。もともとこういうことができる企業というのは、資力があり、競争力のある大企業だけとなります。設備投資拡大と雇用拡大を奨励するねらいがあると見られますが、日本経済で今雇用を冷え込ませている真の原因は、派遣などの使い捨て労働等を原則自由化したことにあります。この真の原因を改善せずして二重の大企業優遇策の1つでありますし、甲良町の中に適用を受けて、そして進出し、雇用を拡大しよう。こういう実例もなければ、見通しもないという点でも、この不均一課税を延長する必要がないというように私は考えておりますので、その法律に基づいた町の条例改正については賛成しかねますので表明させていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10 承認第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)。

上記の議案を提出する。

平成24年6月8日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○中川総務課参事 次のページをお願いします。

専決処分書。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条の規定により、平成24年5月18日付で専決処分をいたしたものでございます。

内容につきましては、次のページをお願いします。

本件事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

1として、相手方、住所、大阪府摂津市庄屋1丁目14番14号。

氏名、株式会社ホームエネルギー近畿、代表取締役社長、田邊俊夫。

2番目の事故の概要といたしましては、平成24年4月18日水曜日、午前9時15分ごろ、甲良町呉竹地先町道で、株式会社ホームエネルギー近畿の従業員が自動車を運転中、道路の石張石が外れ、車体下部のスペアタイヤに当たり、スペアタイヤおよび車両に損害を与えたものでございます。

3番目の損害賠償額といたしましては、14万1,278円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 5番 丸山光雄です。

この事故の起きた場所、こういう石畳のような、これは車道ですか、歩道ではないね、車道だね。車も通れるから。車道。こういうのをつくるのには何かわけがあってするのか。それとも、これではすぐ傷むような気がするんですよ。実はうちの隣の公園にもこういうやり方でつくったところがありま

す。あそこにはうちの年寄りの人たちが沢山平生やってきます。あそこ、昨年、2年ぐらい前に張りかえたんですけど、今、またがたがたしています。また事故が起きたらこのように支払いをするのか。それとも、あちこちこういう石畳の車道ですか、こういうのを点検に歩いて、傷んでいる場合は工事をするとか何とかするようにするのが本当だと思うんですけども、もともとこういうのを、形でつくる車道は何か目的があるんですかね。格好いいとか、そういう意味で。そういう意味でちょっと答えてほしいんですけど。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** ただいまの丸山議員さんの質問にお答えいたします。

当時、あの周辺の保育所、水道事務所、そして梅かも公園という1つの景観の拠点ということで石張り舗装にして景観をより高めようというようなことで、当時計画され、施工したものと聞いております。親水性水路も同時にそのときに改良されたと聞いております。

そして、石張りでございますけれども、石張りだけじゃなしに、町内全域の町道につきまして修理に当たっているところでございます。特に最近は下水の後のところが陥没したりとかいう部分もございまして、周辺の方に何かあればすぐに電話していただければすぐ飛んでいって修理をしているというようなところでございます。

修理の方法といたしましては、現在のところ、石を外して、そこに袋入りの舗装のアスファルトで急場をしのぐという補修はしております。

そして、点検につきましては、現場に出たときに、ちょっと遠回りでもパトロールするようには心がけております。

以上でございます。

○**建部議長** ほかにありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 最初に、3つ、続けて回答をお願いいたします。

1つは、示談を交わされているというように思うんです。損害賠償ですからそういう内容が、その内容はどのようなものかという説明をお願いしたいと思います。

それから、写真には事故直後なのかどうかですね、この写真が。運転手はスペアタイヤのホイールの異常にいつ気がついたのかということで、現場写真を見ますと、議長も議運のときに言っておられましたが、再現写真のように見えるわけです。その点で、そのときそのものではないと思いますが、再現をされたんだと思いますけども、運転手はスペアタイヤのホイールの異常ですね。これは大阪へ帰ってから気がついたのか、それとも、帰る途中に異常に気がついたのか、説明をお願いしたいと思います。

3つ目は、今後同じような事故が起きる可能性が大きいんです。下之郷でも角っこで、豊郷の方が甲良町の実家に帰ってきて、帰る途中にはねて、タイヤを切り裂いて大きな修理費を損害賠償した経過が何年前にありましたが、そういう点では、今、丸山光雄議員が言われましたけども、今後の点検、総点検が要るといえるように思いますが、その体制など、どう思うか、3点、お願いいたします。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 示談でございますけれども、一応保険会社と協議をいたしまして、町の過失割合100%ということで修理費を支払いました。

事故の直後でございますけれども、9時15分ごろに事故が発生いたしました。これにつきましては、付近の住民の方にも大きい音がしたというような確認をとっております。現場確認は昼から、1時から行ったわけでございます。直後につきましては、運転手さん、その他の、そのときは彦根警察署の署員さんと現場の立ち会いをいたしまして、その中の話を運転手さんにいろいろ聞いておりますと、その時点でスペアタイヤに当たって砕けたということでスペアタイヤが落ちて、そのスペアタイヤを車両の荷台に載せて、そのときはまだ配達の仕事が残っているので、とりあえずその仕事を済ませようということで運転手さんはされた模様で、すぐに、これ、近江八幡の方に事務所があるんですけども、そこの方の責任者の方に電話をされたということで、その後すぐに役場の方に、相手さんの方から、責任者の方から役場の方に10時半ごろに電話がありました。その後、また危険であるとあかんということで、職員が現場に直行して安全確認を行って帰ってきたと。いったん引き揚げてきたということでございます。それで、1時から現場検証、もちろん彦根署の警察署の署員さんも交えての現場検証をさせていただきました。

今後でございますけれども、特に石張り舗装につきましては、もう10年ぐらいたっておりますので、ところどころ外れているということの住民の方からも通報がございまして、ちよくちよくと修理をしているところでございます。先ほど申し上げましたように、できるだけ町道のパトロールを実施していきたいのと、また、ちょっと今年は遅れているんですけども、今年も各区長さんの方に修理箇所の報告というような文書をまたもらいまして、その後確認して補修をしていきたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、2つ目の質問では、事故後すぐに運転手さんが異常に気がついたということだということのように思いますが、私もはねた経験があるんです。幸いに車の事故にはなりませんでしたが、家のほん近くです。これ、角っこのところ、浮き石になっています。とりあえずは砂利を下に敷い

て安定にするようにして、ここに乗ると後ろが上がってシーソーのようになって、後ろの、ホイールではありませんでしたけれども、そこにがーんと当たってごっつい音がしました。幸いにそんなスピードを出す場所じゃありませんでしたのでゆっくりと行きましたが、そういう事故は起こり得ます。

それから、これは私の車庫の前の石畳です。この浮き石、石だと思って乗った母親は、これ、ぐらついていますので、浮き石になっていますので、ふらついて倒れかけました。

それから、これもほん近所ですが、側溝の横が、土砂が流れてやせているんですよね。それで、ここの段差ができて、ここが浮き石になっています。私はもともと車が通る道に石畳ということ自体が無理な計画ではなかったのかというように常々思っています。写真は今日持ってきておりませんが、在士の八幡神社と、それから在士の字に入るT字路のところは既に4つの石がめくれておりまして、黒いアスファルトが舗装されています。そういう点では、今まで私が気がついて建設課に修理の依頼をして、危ないと、ひっかけて危ないということで連絡をさせてもらったのは7、8件に上ります。

それで、先ほど建設課長からも答弁がありました。住民からも浮いているから直してほしいという依頼、情報提供があったということですが、この修理をした箇所、今まで10年間ですが、4、5年はどうもなかったと思いますが、通行しているうちにやせて、目地が外れるというのでかなりめくれてくると思いますが、今までの修理箇所、どのぐらいあるか、およそで結構ですが、報告お願いいたします。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** ちょっと件数はわからないんですけれども、年間に石の、ひと月に1回ぐらいはあると記憶しております。それと、特に交差点付近の、やっぱり車両がひねるところの箇所がどうしても一番傷んでいるようには、石の浮きというのが何カ所かあったように思っております。交差点付近は特に注意箇所ということで、見に行ったときも確認は重点的にやっているところでございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** そういう点で、最後のところで言いましたように、総点検をしていただいて、浮き石になっていないかどうか。そういう危険性をはらんでいるところはすぐに裏打ちをしてもらうなり、補強をしてもらうということで総点検が必要ですが、その体制をとっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** そのようにさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 損害賠償については町の責任を認めて、私は賛成討論とさせていただきます。町の管理責任が問われている問題ではないかと思っています。当然賠償責任を果たす必要がありますし、同時に、時間がたてば目地が緩み、浮き石となってこのような事故を招くことは十分考えられることですし、また、予測をして定期的な調査を行ってこなかった行政の怠慢は厳しく問われねばなりません。

さらに、この石畳の道路をつくった目的が、甲良町の実情に合致をして、その影響が、景観をつくってきたことがどのようなプラスを町民にもたらしているのか。冷静に振り返るいい機会にする必要があると私は思っています。

何年前か前、下之郷で同じように自動車に損害を与えてしまった事故がありました。せせらぎ遊園のまちづくりと大々的に進めてきた中の1つの石畳の道であります。大学の教授の講演を聞きましたが、石畳の道の下は砂地、土で水分を吸い取る、吸収する。こういう役割があり、景観が望まれる、景観がよくなるということでありましたが、甲良町にある道路は車道の中にあります。そういう点で、維持管理まで責任体制を考えてこなかったという点で私は指摘をしたいと思います。総括すべきものというように思いますし、この機会に提起をしたいと思います。

そして、つくった以上は、先ほど答弁がありました。石畳の道路を総点検して、同じような事故を招かないよう、改善策を講じることを求めたいと思います。

以上です。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。



ここで、しばらく休憩をいたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○建部議長 それでは、再開いたします。

日程第12 議案第30号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第30号 平成24年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成24年6月8日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○大橋総務課長 それでは、表紙をめくってください。

平成24年度甲良町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出の総額にそれぞれ977万2,000円を追加し、37億8,091万9,000円とするものでございます。

1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、13款 国庫支出金55万円、18款 繰越金362万2,000円、19款 諸収入560万円、歳入合計、補正前の額37億7,114万7,000円、補正額977万2,000円、計37億8,091万9,000円であります。

2ページ、歳出、2款 総務費848万2,000円、3款 民生費79万円、7款 商工費50万円、歳出合計は歳入合計と同一でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 6ページ、7ページにかかわります。

歳入でコミュニティの助成金が560万、そして、支出で560万ということで、4字からのコミュニティ助成事業が支出することになっていますが、その4字から負担をもらって事業をするというようにこの表では読めるわけですが、歳入と歳出、対比する点について説明をお願いいたします。それが1つです。

それから、2つ目は、7ページのココラちゃんのグッズの制作費の委託に

かわりますが、これは町がつくって販売をすることを目的にするのか、それともどういうことが目的にされているのか、町内の目的にするのかということですね。

それからもう一つは、これ、水道の、水の販売のときにもあったんですが、ペットボトルの作成委託は町内ではありません。遠い、県外の業者だと聞いています。そういう点で、このココラちゃんグッズを制作するにあたって町内業者の育成、町内のそういう問題が活性化する、こういうことでの視点はどのように考えているのか、この3点、お願いいたします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** まず、コミュニティ事業助成金の関係のご質問でございますけれども、この補助金につきましては、宝くじの社会貢献という趣旨での事業でございます、財団法人の自治総合センターの方の事業となっております。地元負担はございません。100%、限度の額がございますので、それを超えた場合は別ですけれども、今回の4件につきましては、その枠内の金額ということで地元負担はございません。

以上です。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** コクラちゃんグッズの目的ですが、もちろん販売は目的の1つでありますけれども、甲良町を広くPRするというところで、特に根つけなんかは視察に来ていただいたときには、甲良町のPRのためにそういう方にも配っていったりと。

それと、もう一つ、名前をつけていただいた方、それからデザインをしていただいた方にもさしあげようかなということを思っています。

それから、町内業者の育成ということですが、この制作については町内ではそういう業者がないということでもありますので、近くの彦根市内の業者を今当たっているところでございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 甲良町のアピールのためであります、この費用で言いますと、何種類で、数量、1種類で100とか、2種類で50ずつとか、そういう単位があると思いますが、どういう計画がされているのか、お尋ねします。

それが1点と、もう一つは、管理運営、大げさにならないと思いますが、ココラちゃんグッズの担当課、つまりそういうことを扱ってPRをしていくというわけですけど、どの課が担当をするのか、誰が担当していくのか、そういう点で計画がありましたら説明願います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** まず、グッズの数量ですが、縫いぐるみ、キーホルダーにつ

けるにはちょっと大きいような小さいものから、大きいものであれば30センチぐらいのもの、大中小があります。大は100個、それから中が300個、小が600個の合計1,000個。こういうようなものは大概1,000個が1つの単位になっていますので1,000個。それから、Tシャツ、これはデザインを胸に入れてもらうというふうなことになりますので、これは4サイズを100枚、それからストラップ、根つけですが、2,000個を思っています。

それから、これの担当課ですが、総務課の山田という、地域の防犯とかを担当している者が甲良町のPRを兼ねて、西村の財政係と2人で担当しております。

○**建部議長** ほかに。

西川議員。

○**西川議員** 着ぐるみ制作が載っておるんですけど、これは2期目だと思うんですけど、前にもちょっと話したことがあるんですけど、相当これ、夏場、暑いと思うんですけど、その辺のところの暑さ対策がとられているような着ぐるみになるのか、それと、入る人の体調管理とか、その辺もいろんな配慮をされたような、中のシャツを置いてあるとか、最近、いろんなシャツが出回っているとか、いいやつがあるかと思うんですけど、その辺のところを検討しておかなければいけない。体調管理からの面から見ましても。その辺のところ、どうなっているか、お聞かせいただきたい。

それと、洗濯ができるような着ぐるみなのかどうかということと、併せてお願いします。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** まず、暑さ対策であります、いろいろ考えさせてもらいました。とらにゃんは着ぐるみの中に扇風機を入れて暑さ対策をされています。そういうような方法でココラちゃんもできないかと言いましたら、ちょっとそれは難しいということになりましたので、体に直接つけるベストですね、冷却の、そういういろんなものをつけるベストをまず用意させてもらって、それで中へ入っていただくという案が出てきましたので、それも一緒に制作していこうということを思っています。

それから、入る人の体調管理ですが、一応使用要綱みたいなものをつくっておきまして、15分をめぐりに外、特に6月から9月につきましては、外の出役はできるだけ避けたいということもありますけども、仮にそういう場合、外で出役しても15分をめぐりに交代していこうということを思っています。

それから、洗濯は、基本的には洗濯はできません。スプレーとか、陰干しをさせてもらって対応していくというふうなことになります。

○建部議長 ほかにありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ちょっと横文字で弱いもので、コミュニティ助成事業補助金、ちょっとこれを聞いたかったんだけど、さっき、西澤議員の説明の中で言っておられたように、これは宝くじ助成金の補助金ということで、それでいいんですか。わかりました。ちょっと聞いたかったもので。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

なお、討論と採決は最終日に行います。

次に、日程第13 議案だい31号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第31号 甲良町印鑑条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年6月8日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○中川住民課長 それでは、失礼します。議案第31号 甲良町印鑑条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出します。

平成24年6月8日。

甲良町長 北川豊昭。

1枚めくっていただきますようお願いいたします。

今回の改正につきましては、外国人登録法が平成24年7月9日までに廃止されるということに伴いまして、それに係る甲良町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

甲良町印鑑条例の一部を改正する条例。

甲良町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法に基づき、甲良町の住民基本台帳に記録されている者とする。

第4条第2項第1号中「または外国人登録原票に記録または登録されている氏名、氏もしくは名または氏名の一部を組み合わせたもので表わして」を「に記録されている氏名、氏、名もしくは通称（住民基本台帳法施行令第3

0条の2 6条第1項に規定する通称を言う。以下同じ。) または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表して」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「または通称」を加え、「表わして」を「表して」に改め、同項第5号中「表わし」を「表し」に改め、同条に次の1項を加える。

3、町長は、前項第1号および第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の4 5に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第12条第1項第5号中「氏または名」を「氏名、氏、もしくは名(外国人住民にあつては、通称または氏名のカタカナ表記を含む。)」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6)外国人住民にあつては、法第30条の4 5の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)

第12条第2項中第6号を第7号に改める。

付則、施行期日、1、この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(旧条例の規定に基づく印鑑の登録および登録の申請の取り扱い)。

2、町長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの条例による改正前の甲良町印鑑条例第2条第1項第2号の規定に基づき、印鑑の登録を受けている者(以下「外国人印鑑登録者」という。)であつて、施行日においてこの条例による改正後の甲良町印鑑条例第2条第1項第2号の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないことになる者に係る当該印鑑の登録については、施行日において職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、町長は、速やかに、当該印鑑の登録を受けた者に対して、その旨を通知しなければならない。

3、町長は、この条例の施行の際、現に外国人印鑑登録者であつて、施行日において住民基本台帳の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)附則第4条第1項の規定に基づき住民票が作成されるものについて、当該住民票が作成されたことに伴い、印鑑登録票に登録すべき事項に変更が生じたときは、施行日において職権で当該印鑑登録原票を修正するものとする。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第32号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第32号 甲良町防災行政無線施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年6月8日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**中川総務課参事** 次のページをお願いします。

甲良町防災行政無線施設の設置および管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正は、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、外国人住民も日本住民と同じく住民基本台帳法の適用対象に加える法律の一部が改正されたことに伴うものであります。

甲良町防災行政無線施設の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「、または外国人登録法の規定により町の外国人登録原票に登録されている世帯」を削る。

付則、この条例は、平成24年7月9日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西川議員。

○**西川議員** 3番 西川です。

設置ということになっていますが、これに対象される町民の方がいらっし

やるかどうかというのを。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 条例というよりも、外国人登録の関係の手続を今やっている段階で、外国人の方、83名です。

以上です。

○建部議長 ほかに。

西川議員。

○西川議員 それは何家族ぐらいになってくるんですかね。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 世帯数は65世帯83名でございます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 同意第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第3号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年6月8日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求める。

甲良町固定資産評価審査委員会委員のうち、1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方税法第423条第3項の規定により議会

の同意を求めます。

住所、犬上郡甲良町大字金屋 1 2 8 0 番地 3。

氏名、久保田進。

生年月日、昭和 2 5 年 1 1 月 1 6 日。

久保田進氏の選任理由は、固定資産審査委員会委員の 3 名、上田恵生氏、安澤邦彦氏、久保田進氏のうち 1 名、久保田進氏が 6 月 3 0 日で任期満了となります。地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会同意を求めます。

正楽寺字内の役職履歴は、正楽寺公民館館長等を平成 1 8 年、1 9 年にされており、そして、現在、平成 2 4 年度は正楽寺の区長であり、また、今年 2 4 年度は甲良町の区長会の会長も務めていただいております。固定資産評価審査委員会は、固定資産税の運営のより一層の適正、公平を期し、納税者の評価に対する信頼を確保する趣旨から、価格に対する納税者の不服については専門性を有する独立した中立的な機関によって審査、決定をするために設置をされております。

納税者は常に適正課税ができているか、関心も高く、不服申し立てがあったとき、これに対応、対処するため相当の知識、経験が必要になる。久保田氏は建築の専門家であり、知識、経験とも豊富であることから適任者として判断し、再任をお願いしたいと思っております。2 期目になります。任期は平成 2 4 年 7 月 1 日から 2 7 年 6 月 3 0 日までの 3 年間となります。よろしくお願ひします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願ひます。

起立全員であります。

よって、同意第 3 号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第 1 6 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間に



ついて申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定によりまして、1人35分以内といたします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますが、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

なお、質問通告書に沿った質問にさせていただきよう、お願いをいたしておきます。

それでは、1番 阪東議員の一般質問を許します。

○**阪東議員** 1番 阪東です。

議長の方から、今ほど質問のお許しをいただきましたので、これから質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まずは最初に、児童通学路の安全確認および防犯対策というふうな形について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

今年4月に京都亀岡で起こりました事故というのは、朝、通学登校中の児童の列に無免許の少年が運転する車が突っ込んで10人の死傷者が出たというふうな形のものが全国的に本当に問題視されたわけでございます。甲良につきましても、既にこのような場面というふうな形のものも幹線道路を通じて起こる可能性が非常に高いというふうに思っております。

そういった中、この惨事を機というふうな形については、亡くなった方というふうな形に非常に申しわけないんですけども、そういうような中で、この通学路の再確認というふうな形のをどのようにされたというふうな形のものについて、どのような不安全箇所があったかというふうな形についての把握をされているのかということでご質問をさせていただきたいと思しますので、よろしく願い申し上げます。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 通学路の安全確保のことについてお答えします。

今、学校では人権尊重のまちづくりとともに、安全で安心な学校づくりに再重点といたしますか、力を込めて取り組みを進めているところです。通学路の安全確保につきましても、今、阪東議員さんが言われましたように、京都のああいっただ痛ましい事故等を受けつつも、各学校では毎年安全マップを作成しています。子どもたちがどの通学路を歩いてどのように学校へ通学、あるいは下校するのかということ、その中で危険な交差点、危険箇所、あるいは道幅の狭いところ、あるいは帰るときに人通りの少ないところ等を教職員だけではなく、子どもたちと相談しながら、あるいは保護者や地域の方に教えていただきながら危険箇所を割り出しているところです。

そして、そういったところには安全確保のために教職員の日ごろの交通指

導はもとより、保護者や地域の皆様に協力をいただきながら、そういった事故がないように子どもたちが安全に登下校できるようにしているところです。

過日、5月9日の水曜日には、彦根署の警察署長さんじきじきに来ていただきまして、北川町長さん、あるいは教育長さんとともに若松医院のところですね、甲良西小学校区の若松歯科医院さんのところの信号を横断する下之郷から尼子に抜けてわたる点滅信号、危険箇所の一つですので、そこを実際に見ていただきまして、そして、尼子の中を歩いていくところも、車1台通っている分にはいいんですけども、車が対抗したときに子どもたちがそこにいると非常に狭くて危ない、あるいは尼子の公民館の点滅信号、そして、西小学校に入っていく、そのところをずっと見ていただきました。そういうことによって、よりどういうことをしていくかなというのも考えているところです。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 町長の方、確認されたというのも聞いております。そういった中で、今、児童視点というふうな形のもとで点検されたんですけど、車視点というふうな形を考えると、やはり標識というのが大分消えておる。これ、見てもらったらええけど、児童横断というふうなところの、せっかく沢山ついているんですけど、そういった中で消えている部分が非常に多い。遠くから見ますとさっぱりわからんというふうな形のもので、そこら辺、一ぺん点検してもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、狭い道路というふうなところで、先ほども課長の方が話をされたと思うんですけども、車とほとんど接しているというふうな道路が沢山あります。そういったところについては、先日、米原の方に文化ホールでしたっけ、自民党の寄りで行ったんですけど、その通学路は、児童通学路最徐行してくださいよというふうなイメージのもので、その狭いところに書かれていたんです。そういうところをちょっと見てもらっても結構なので、そういうふうな、当然傘が当たるとか、車が通ったら傘が当たるというふうな場面もあろうかと思っておりますので、そういった面についてはやっぱりきっちり、皆さん通勤もしておられて、視点的にそういうようなヒヤリハットみたいな感じも受けられていると思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

時間の関係で続いて進めさせていただきます。いつつけられたかというのはちょっとわからないんですけども、防犯面でタッチくんというふうな形のもので、特に集落と距離が長い、これはどんな規定で決められているかわかりませんが、長い部分に防犯対策としてタッチくんを設置をされているというふうなことですけれども、このタッチくんが大体年何回ぐらい発信

されておるのか、作動されておるのかというふうな形のものをお伺いしたいと。発信されておれば、どこのタッチくんというふうなところが作動されているのかというふうな形についてお伺いしたいと思います。

○**建部議長** 総務課参事。

○**中川総務課参事** 設置につきましては、平成17年度に設置されまして、平成18年1月10日から使用を開始しております。平成18年度には7回通報がありまして、内訳としてはいたずら5回と、確認に行つて原因がわからないのが2回、平成19年度が3回ありまして、いたずら2回、不明が1回、平成20年度が、これも3回で、いたずら2回で、故障の通報が1回ありました。平成21年度も3回で、すべていたずらでした。平成22年度には1回だけの通報で、不明でした。平成23年度は3回で、いたずらが3回です。これまで、3月末までで計20回の通報がありまして、すべて事件性はありません。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 最近、少子化ということで東西甲良合わせても入学生が48人というふうな小さな、少ない子どもさんというふうな形のもので、やはり防犯ベルというのがその沿線にされている児童というのはわかりやすいんですけども、そういう訓練もされていると思うんですけども、そのほかの方々、全然沿線にタッチくんのない部分というふうな形については、やはり訓練をそういうような形でしていかなければならないと思うんですけども、そういうような状況というのは何か。よろしくお願いします。

○**建部議長** 総務課参事。

○**中川総務課参事** 役場としては、児童向けにはしていませんが、西小学校、東小学校におきまして毎年数回全児童を対象に使い方なり、指導をしてもらっています。路線ごとではなく全児童を対象にということで年何回かはさせてもらっています。そういう現状です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 使い方というふうなことでとりあえず指導してもらっているというふうなことなんですけれども、やはり使って次の後、どないするんやというふうな、やっぱり逃げんとあかん、君子危うきに近寄らず、逃げささんとあかんので、そういうふうな訓練というのをしっかり学校も含めて、先生も含めてやっていただきたいなというふうに思っております。

もう1点、これは簡単をお願いします。タッチくんの点検周期というのは、Jアラートじゃないが鳴らなかつたというところがいっぱいあるので、点検周期というのはどの程度なのかなというふうに思います。よろしくお願

ます。

○**建部議長** 総務課参事。

○**中川総務課参事** 非常用の防犯装置でありますので、年に1回は職員により点検はしております。また、特にいたずらなど、通報があったりして、確認に行ったら、その周辺を一緒に確認したり、この間も路線ごとに尼子、呉竹、小川原とか、全部で32基あるんですけど、そのうちの10件を確認したりとか、年に1回はやっています。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 続きまして、夏の電力不足による節電対応についてご質問します。

今日の新聞で出ていましたんですけども、原発が今日承認がおりなければ梅雨の暑い時期に多分稼働ができないというふうな形のことを言われていましたんですけども、政府がこの夏に原発稼働ゼロを前提に策定された電力需要、需給対策がまとまり、2010年、一番暑い一昨年、暑い猛暑ですね、そのときに対比15%の自主的な節電を7月2日から9月7日まで、家庭や企業に要請されているということで、電力使用制限令については、他の電力会社からの融通により発令が回避できましたが、若干の計画停電というふうな含みも残しております。

そこで、行政というふうなところは率先して節電対策というふうな形を実行する必要があるかと思っておりますので、本町としての節電対策の対応の考え方というふうな形のものをお聞かせ願えればありがたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 本町の節電の考え方ということでありますが、先日の6月の課長会でもきめ細かに各課にこういう節電方法がありますよという項目を示して節電に努めているところでございます。特に関西電力の方からは、今年度に入ってから4回、節電の依頼に來られました。その中で聞いていますと、節電の時間は9時から20時までをお願いしたいと。特に1時から夕方4時につきましては15%の節電をお願いしたいというふうな申し出でありました。それで、どういうことができるのかなと職員の中でも話し合っただけで皆さんに徹底したことを幾つか申し上げておきます。

まず、クールビズですね。5月から10月まで、これは国・県に合わせて実施しています。それから、照明等の部分スイッチで消灯するという事です。それから空調フィルターのこまめな掃除、それから、空調残熱を利用するために5時15分まで空調をかけるんじゃないかと、少し早目にスイッチを落として、その残熱で、冷えた空気で最後の仕事をやっていこうということも考えています。それからコピー機は、できるだけ昼からの1時から4時まででは使わなくて午前中で済ませるように、企業の電力需要のピークでありま

す1時から4時までには使わないようにというふうなことを言っています。それから、役場の前にも緑のカーテン、これはそういうコンテストが定住自立圏の関係でありまして役場、それから出先機関を含めて公共施設で9件、保育所も含めて9件参加しています。これはゴーヤを植えさせてもらって、その直射日光を遮るというふうなことで、また水道課、建設課の方ではよしず、すだれをつけさせてもらって、直射日光を遮るようにというふうなこともさせていただいています。また、スイッチ、朝のコンピューター等のスイッチを一斉に入れるんじゃないで、スイッチを分けて入れるような指導、それから、使わないときは待機電力を少しでもなくすようにということで、テレビ等はつけないとき、またパソコン等は帰りのときはコンセントを抜くようにというふうなことも考えていますし、特に水曜日はノー残業デーということで、節電対策にもなりますので、おとついの水曜日は、今のところ把握しているのは2名だけが残業していたということで、それもこれから徹底していこうかなということを考えています。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** いろいろと対策を練っていただいているというふうに思います。民間については会議というのはできるだけ午前中に終えて、また、会議するについても、今まではどんなところの会議でも使っておったんですけども、限定してクーラーの効いている会議室はここ、ローテーションしながら皆が使っていくというふうな、全部入れないというふうな形のもので対応もしているようですので、参考にお願いしたいというふうに思います。

それと、もしこの電力需要ピークというふうな形のもので計画停電というような形が起こった場合、とりわけ防災無線とか、福祉業務とかいうふうな形に多分支障が来すというふうに思うんですけども、そういうような自家発電的な対応が必要だと思いますが、その準備対応というのはどの程度されているのかというのを伺いたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** もしも計画停電がされたときということで、町内調べさせていただきました。まず、ソーラーというのか、パネルが設置してあるところが西小学校、これは4.5キロが設置しています。体育館というのか、夢空間。または、余剰電力が生じた場合には学校の方にも使えるというふうな対応をしています。呉竹センターは5キロを設置しました。それから、ライフサポートセンターは10キロを設置しています。水道事務所は6.25キロを設置しています。以上のところはある程度のソーラーで賄えるんじゃないかなと。特に呉竹センターは30%ぐらいというふうに聞いています。ライ

フサポートセンターはすべて賄えるということを聞いています。それで、もしも停電になったときには、例えば水道事務所は非常用発電機が200キロのを設置してありますので、送水には影響はないかなというふうに思っています。また、保健福祉センターにも自家発電が備えつけてあって、医薬品の保管庫、それからコンセント等に使えるように設置してあります。

残念ながら役場の直接的な業務については停電されたら仕事はストップしてしまうというふうな状況であります。というのは、パソコンが使えなければいろんな証明が出せない、また照会もできないというふうなことであります。ただ、防災無線、それから県から来る県の防災無線が総務課にあるんですが、それについては自家発電でいつでも切れたらすぐに対応できるような形をとっています。役場のいろんなパソコン関係につきましても、蓄電器がありまして、すぐにはダウンしないように、停電されたら安全にパソコンが落とせるようにというぐらいの、たぶん1時間ぐらいの蓄電はされていると思いますが、本当に停電されたら役場の業務はほとんどストップしてしまうというふうなことであります。

そういうような場合は、関西電力はどうして知らせてくれるのやということを言っていましたけども、あんまり早くからは言えませんが。せいぜい前日と。前日ぐらいしかお知らせできないということになりますので、そのときは本当に町民の方に防災無線ですぐにお知らせして、その証明書等の発行ということが出てきましたら、受け付けはしておいて、後日電源が解消されたらお届けするなり、電話なり、連絡していただいてとりに来ていただいたりということも考えていますし、そのときは夜の開庁も、役場をあけるといことも考えていかなあかんかなというふうに思っています。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 続いて、せせらぎの里こうら交流館の工事についてと、農産物の販売についてをご質問させていただきます。

せせらぎの里は沢山の方が質問されているというふうな形のもので、簡単で結構なのでお答えを願えればなというふうに思います。

まず、せせらぎの里交流館というふうな形のもので、町長から、また新聞から、県で16番目の道の駅というふうな形で認定、登録されたというふうな形のをいろんな形で記述されて確認をしておるところでございます。これから本当に本格スタートされるにあたって、関係者の努力というふうな形については感謝するところでございます。

そういった中で、まず、せせらぎの里こうら交流館の工事進捗というふうな形のものでお聞かせ願いたいというふうに思います。既にトイレとかはできているように思いますので、そういった中の交流館自身の進捗状況という

ふうな形のものをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 交流館の新築工事につきましては、現在建築確認申請を行うための事前申請を行っているところでございます。それは、土地計画法第60条申請というのをただいま行っておりまして、それがおりてから特定施設新築工事の届け、または建築確認申請を併せて出していくということで、その許可が終わった後に工事の方にかかっていきたいというふうに思っているところです。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 納期に遅れないように努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、道の駅というふうなことで、当然道の駅のコンセプトというふうな形についてはドライバーの休憩の場所、また道路情報という、そういう道路情報の発信というふうな場面、また地域文化というふうな、教育を含めて、産業も含めての交流の場という、大きく3つのコンセプトというふうな形の中で、どこの道の駅でもそういうようなコンセプトを伝えられていると思うんですけども、そういった中で、地域の農業者が提供する農産物というふうな場面は非常に重要な役目を果たしているというふうに思います。

農産物の販売は、既に直売所というふうな形のもので実施をされておりましたが、やはりより厳格にするために次の形のことを質問したいというふうに思います。

地域が誇る農産物というのは、まずは新鮮で、質が高く、安全ということで、見える形というふうなことで生産者表示、また、滋賀県がやっております環境こだわり農産物の認証書というふうな形のもので、そういうようなものを確認でき、また、一般の市場よりも手ごろで安価で求められるというふうな形が魅力だと思います。

そのためには入荷の品質基準というふうなところが、時期によって品質が高い部分とか、品質がちょっと低下する部分があるかと思いますが、そういうようなものを確保しなければ、一般市場に先に出して、残ったものがせせらぎのこうらに来るというふうな形で、安ければ悪かろうでは、そういう風潮が流れてしまいますと、完全にお客さんというのは衰退すると思います。今、道の駅では一番問題になっておるのは、そういうふうな特産物が弱体化していつているというふうな場面とか、そういうふうな競合、どこに行っても同じじゃないかというふうな形のもので問われている場面がいろいろあると思いますので、ここはやはり、あそこに行けばこのようなものが、いつでも新鮮でありますよというふうな形のものをつくっていくのが差別化だろうと思います。そういった中で農産物に対しての品質基準というのを、

今後定められると思うんですけど、どういうふうな考えを持っておられるかというのをお聞きしたいというふうに思います。

○**建部議長** 産業課長。

○**米田産業課長** 入荷時の一定基準の確保についてということで、現在直売所組合において標準出荷規格、また、標準的な店頭配置期限ということで、物によりますけれど、そういう目安を検討している段階でございます。この基準というのが一応あるわけなんですけれど、この基準を早期に定めて運用できるように規約改正を今検討しているという段階でございます。内容につきましては標準出荷規格ということで、根菜類とか土物類とか、葉物類、果菜類、キノコとか、そういう分類に分けて店頭配置何日間ということを決めて、それと、出荷の包装の仕方とか、どれぐらいの単価で選別基準はこういうものですよというものを今ほぼできておりますので、今、指導員の方からこれについて話をしているということで進めております。

また、花卉類の、特に菊ですけれど、それにつきましては今の販売所の隣の方に出荷調整室があって、花が咲かないように、その時期に出せるというようなことも取り組んでおりますので、できるだけ議員おっしゃるように、商品については今後規則というのか、規約みたいなものをこしらえて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** まずは、町長が言われました駐車率を上げるとか、停車率を上げるというふうな形についても、そういうようなところが寄与するところだと思います。何も甲良町だけにこだわらず、グローバルな、そういうふうな方々にご協力を得て、そういうようなニーズの高いものを甲良に販売できる体制というふうな形のものをつくっていただけたらなというふうに、これは私の提案なので、思います。

続いて、先般の3月議会、これは企画監理課長の、今、産業課長になっておられるので、そのとき聞いた話と思います。その中で、地産地消部会というふうな形のもので、地域ブランド工場というふうな形のもので工場事業と出荷体制の強化事業というふうな形を推進をされておるというふうな形を聞きましたが、要は地産地消部会での地域ブランドの向上という事業と、出荷体制強化事業という2つの事業ですね。それを具体的な内容と、できればどのような目標で、どのような実績があったのかというふうな形のものをお聞かせ願いたいなというふうに思います。

ただ、できていなければできていないで結構なので、そういうような形でちょっと、進行というか、先ほども言ったブランドの沈滞化というか、そう



というような形のもので非常に困っているところが沢山あるので、そういうような形のもので払拭できれば、そういう部会活動というのは今後に大切な部分であろうかと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 地産地消部会で3月議会のときに私の方から説明させていただきました。地域ブランド向上事業、また出荷体制の強化事業についてということで、現在、平成24年度に地域ブランドの向上といたしまして地産地消の店の認証事業の取り組みを考えております。内容といたしましては、1つには湖東圏域産の農林水産物や加工食品の紹介をし、販売可能時期や販売元の情報を提供するという事です。次に、新鮮で、おいしく、安全・安心な農林水産物を広く住民の方々に知っていただき、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消の推進を図るため、地産地消協力店を募集していくということも取り組んでいるということです。

そこで、せせらぎの里こうら直売所においても事業に募集をしていただいて、湖東圏域内の生産、また消費の役割として発展できればということも思っております。

現在、24年度で準備段階でありますので、今年度において地産地消の店認証事業の事業内容を検討し、進めているという段階でございますので、よろしくお願いたします。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。あと、質問者が多いと思っておりますので、この辺でこの問題については打ち切っていきたいと思っております。

次に、4番目ですけれども、これも前回のフォローアップというふうな形のものになってこようかと思っております。災害時の要援護者登録についてというふうなことなんですけれども、先般、3月議会で災害時の要援護者について、毎年更新が必要である。当然亡くなる方もおられますし、そういうような更新が必要であるというふうなことで毎年ダイレクトメールを町から送っていますというふうな形のもので回答をしていただいております。その発送時期とか、そういうものがいつであって、これについては、ダイレクトというのは個人あてというふうな形になってこようかと思っておりますけど、これについてはいつ発送される予定があるのか、聞かせていただきたいなというように思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 失礼します。平成24年度につきましては、7月上旬開催予定の防災訓練区長説明会、また、7月10日に開催します民生委員会に、被害時要援護者非難支援プランの説明をさせていただきますので、その後、対

象者へ発送したいと考えております。毎年このような予定で発送をしたいと考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ということは、大体8月過ぎというふうな形になってこようかと思えます。先般も聞いたんですけど、登録台長名が非難支援台帳というふうな形で聞きまして、とりあえず登録というふうな形のもので、昨年3月に聞いたのは530名のうちに115名しか返ってこなかったと。21%しか返ってこなかったと。返ってくる人もおりますし、私は健在で要援護は要らないよという人もいるんですけど、そういうような形のもので、いったんは登録をされると思うんですけども、登録に対しての、いったんそこに登録するというふうな形のもので、登録目標というのを決めておかなければ、今年は何%返ってきてというふうな形のもので、やっぱり返ってくるのが重要なので、そこら辺をどう考えておられるのか、よろしく申し上げます。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 昨年度につきましては、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、対象者は531名で、登録者数は115名で約2割の登録でございました。今年度はこれではいけませんので、半分の対象者を、5割を目標に登録していただきたいなと思っています。その手段といたしましては、平成24年度ではダイレクトメールを発送した後に、訪問等をしたときに登録の啓発を行ったり、また、字の自主防災組織や民生委員さんをお願いいたしまして登録の積極的な声かけをお願いするという事で、何とか5割、半分は登録してもらおうように努めたいと考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 私も集落に帰って登録について聞いたんですけども、やはり住民として待っていても、こっちから言わないと進まないというふうに思います。区に対しても、これは町がやってくれるんというふうな形のもので思っています。はっきり町がこうやってするんやというふうな意思表示をちゃっと出してもらわないと、本当の有事になってきますと混乱を生じるというふうな形が起きますので、そういった意味でしっかりとこちらの方で発信してほしいなというふうに思います。町の方で発信してほしいなというふうに思います。

豊郷町の方はかなり登録が進んでいます。進んでいると聞いております。それについて、なぜ登録が進んでいるのかというふうなことについても参考にさせていただきたいなというふうに思います。

続いて、要援護者についての区を含めた支援団体というか、当然支援団体というのは消防になるか、自警団になるか、いろいろ支援団体があると思う

んですけど、そういう有事が起こった可能性のときについては情報伝達というのがいろいろこの役場の中でも、やっぱり指揮系統というのはしっかりとっておかないと駄目やと思います。だから、情報提供の課はこうで、指揮系統の課はこうであるべきというふうな形のものがあるかと思いますが、そこについて要援護者を含めたものについて支援団体に対する情報伝達の指揮はどこの課にあるのかというふうな形で説明をお願いしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 先ほど保健福祉課長が言いましたとおり、7月の最初ぐらいに区長さんを交えて9月の防災訓練の説明をさせていただくということでもありますので、保健福祉課と総務課はその名簿といいますか、そういうのは共有しているということでもあります。

何かもしもありましたら、あらかじめその登録してある人については、援助者という方をあらかじめ定めています。その人たちがまず駆けつけていただくというふうなことになっていまして、それでも手に負えないということであれば役場の方に連絡していただくと。そのときはもちろん防災関係は総務課でありますし、そのトップは町長でありますから、町長の命令で総務課もそれに従っていくというふうなことになります。

そこら辺の情報伝達は、例えば今、人のことであれば保健福祉課も一緒に動く。道路のことであれば建設課も一緒に動くというふうなことで、その場、その場の状況に応じてそこら辺は対応していこうというふうな形になっていきます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 以上で、私の質問は終わらせていただこうというふうに思っております。いろいろ防災組織というふうな観点からしますと、まだまだいろんな、3月議会で看護師というふうな形のものも、そういうふうな形のものでお手伝い願って、そういうふうな形のをいかに住民の方を使うかというふうな形のもので大切だろうというふうに思いますので、どうかひとつよろしくをお願いしたいというふうな形で、一応私の質問を終えたいと思いますので、ありがとうございました。

○建部議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

ここで、午後1時30分まで昼食休憩をいたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後1時38分 再開)

○建部議長 それでは、再開いたします。

次に、4番 濱野議員の一般質問を許します。

○濱野議員 4番 濱野でございます。

ただいま議長のお許しがいただけましたので、これから一般質問をさせていただきます。

私の質問は、せせらぎの里の今後についてという1点のみでございます。いろんな角度から質問をさせていただきたいと思っております。

まず、以前より町民の皆様方が関心を持っておられる、大きな期待や、また大きな不安を持っておられるせせらぎの里の件について、いろんな角度で質問をいたしたいと思っております。

皆様にご存じのとおり、以前はふるさと交流村構想というようなことで、新総合計画にも載ってございますように、甲良のよさをもっともっと情報発信をすること、また、甲良の特産品等々をつくり出すことによって、またそれをブランド化を進めることによって、本当に町内の拠点施設、魅力のある甲良町をめざす、また、町の活性化策として大きなベクトルを持つ事業であるということで、本当に多くの町民の皆様方がこの事業のことを期待をされていたように私は認識をいたしております。

しかしながら、前回の町長選等々の争闘にもございましたように、北川町長は直販所のみで建設で、お金をかけずに様子を見ていこうというような方針であったように思っております。現在、結局、滋賀で第16番目の道の駅を認定されたというふうにお聞きをいたしておりますが、ちょっと当時の話と食い違いがあるのかなと、そう思っているのは私だけではないのかなという思いもいたしております。

いずれにしろ、本当に道の駅、町民の皆様や、その道のそれぞれのプロの方にいろんなご意見をいただきながらしっかりと進めていくことが一番大事かなと思っております。本当にできてよかったなという道の駅にしなければならないのかなという思いをいたしております。そういったことで、いろんな角度で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目に経営の体制についてお訪ねをいたしたいと思っております。

その中で、今現在どのような組織で今まで企画、立案をしながら進んできたのかという部分を、まず、説明をお願いをいたしたいと思っております。それと、駅長的な方もお決まりになっているのかと。それも併せてお願いいたします。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 現在までの運営については、せせらぎ農産物直売所の管理運営規約というものをこしらえまして、それに基づきまして運用しております。目的に沿って今後も事業に取り組んでいくということでございます。駅長というのではなしに、農産物直売所の組合長というような肩書きで長をお願いしているところでございます。

○建部議長 濱野議員。

- 濱野議員 将来的にはどのような体制でされるのか。一部聞くところによりますと、株式会社に将来するとか、そのような話を聞いたんですけれども、その辺はどうでございますか。
- 建部議長 産業課長。
- 米田産業課長 運営組織につきましては、計画運営協議会というもので甲良町、またJA東びわこ、甲良町商工会による第三セクター方式の株式会社での運営という方向が示されたことを受けて、今後事務手続のスケジュールにより、産業課道の駅準備室、またJA東びわこ、甲良町商工会による設立準備会を発足させまして運営協議を行っていく予定で、現在、その事前調整を進めているところでございます。
- 建部議長 濱野議員。
- 濱野議員 株式会社を設立をされるということでございますが、当然会社となりますと営利目的が第一でございます。そういった中で、どこの会社でもそうなんでしょうけれども、当然社長となるべき人が必ず必要なわけですね。そういったときに、今お話を聞いていますと、まだ依然誰が経営するのや、会社はつくるんやけども社長の顔が全く見えていない。そういった中でいろんな計画をなされているというふうに思うわけなんですね。運営協議会とか、いろいろとお立ち上げをされている。それはよくわかるんですけれども、運営協議会のメンバー等々を拝見をさせていただいていますと、生産者の方がほとんどでございまして、じゃ、この道の駅をどのような経営方針に基づいて、どれだけの売り上げで、将来どうやっていくんやというような、まず協議がされるべきだなというふうに私は考えるんですけども、その辺も含めて、まず社長と申しましょうか、将来を託す経営者について、今のところなければめどがあるのか、いつ時分にそういう方をお決めになられるのか。その辺をちょっとお願いをいたしたいと思えます。
- 建部議長 産業課長。
- 米田産業課長 今ほど言いました株式会社方式ということで取り組んでいきたいということでございまして、その中で駅長ということを、一緒に人事についても検討していきたいというふうに思っているところでございます。
- 建部議長 濱野議員。
- 濱野議員 検討されるというか、もう間もなくいろんな建物が建つとか、いろんな話になってあるんですけれども、経営者自体がきまっていなかって、次から次へと話が進んでいくということにすごく不安を感じるんですね。三セクでやられる。また、それを法人化される。いつ幾日にきちっとした形で設立をして、そういった方のご意見も聞きながら前に進んでいくのが、私は本筋じゃないかなというふうに思うんです。改めてちょっと、何月ごろにそ

ういう経営者をちゃんとするのかということをお尋ねいたします。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 先ほども同じような回答になるんですけど、三者で人材、また人選方法などについて協議を進めていきたいというように思っておりますので、まだいつごろとかということについては、今現在述べられません。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 流れを変えさせていただきます。

今の話は結構前からそういった話が出てございました。いまだにそういうような回答が返るということは大変、一層ちょっと不安を持つところでございます。

続きまして、今現在、産業課の方でせせらぎの里の件についていろいろと担当をされていると思うんですが、極めて少ない職員さんの中でいろいろとせせらぎの里のことについて日ごろいろいろと頑張らせていただいている。その辺はよくわかるんですが、臨時職員さんも1人方おられるというようなことございまして、具体的に何名ぐらいの職員が、今、せせらぎの里のいろんな運営とか、何がしかについてかかわっておられるのか、臨時職員の方も含めて、わかる範囲で結構でございますので。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 質問にあります行政職員の任務と臨時職員の任務を合わせてよろしいですか。

○濱野議員 はい。

○米田産業課長 済みません。一応行政職員につきましては、主で2名が当たっております。せせらぎの里こうらの業務の内容につきましては、こうらの法人設立に向けて事前調整、交流館の建設に係る準備段階の事務、施設の維持管理に係る実務、また補助金の申請事務、予算の執行管理と、また現有施設の維持管理などに関する業務を任務しております。

それと、臨時職員につきましては、行政職員の補完的業務を任務としておりまして、直売所の運営補助、また出荷計画、生産技術研修の企業運営などを主として分担をしていただいて、ご承知のように農業生産者指導支援員とかいう形で入っていただいているということでございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 職員の方2名とか、臨時職員の方がかかわっていただいているということでございますが、専属的にかかわっておられるのか、その辺は、ほかの、例えば産業課って沢山仕事がありますので、せせらぎの里のことだけのみにかかわっておられるのか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 専属で当たっていただいております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 それでは、次に、今年4月に人事異動があったわけですが、その中で前産業課長、また事務室長も異動になりました。まさしく3月議会でもせせらぎの里の今後についていろんな問題点が提起をされたわけですが、これが本当に正念場かなという思いを私たちもいたしておりました。2人とも今までずっとかかわってこられた方が異動された。ちょっと驚きました。何か理由があったのかなと、それと、今ほど課長の方からも説明がございましたが、これから本格的にオープンするまであまり時間もございませんが、今までどおりに何人かが専属的に張りついてせせらぎの里の準備に専任としてやられるのか、その辺、町長の方にお尋ねをいたしたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 今年の人事異動は、昨年の4月の人事異動も含めて、今年も大幅な異動をさせていただきました。これはなぜかといいますと、ご承知のとおり、来年、再来年と管理職が、今年も2名辞職をいたしました。それも含めると14名の管理職がこの3年間で大幅に退職をするというようなことで、非常になれた職場で頑張っていたとというのが一番ありがたいし、ふさわしいとは思いますが、ただ、そういう大幅な退職を目の前に、目前に控えているということから、今後のことも考えて、思い切って異動をさせていただきながら、今いてもらっているほかの職場からでもいろんなアドバイスをいただきながらすぐなれていってもらえるということから、今回は産業課の異動の方もさせていただいたというような経緯でございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 適材適所の異動であったというふうに考えさせていただきます。

いずれにしても、本当に小さな町で、職員の数も少のうございます。それぞれの職員さん、いろんな能力は当然持つてはおられるというものの、なかなか専門性の高い仕事等々におつきになる、そういったときにそれぞれのスキルを高めるというのがこれから本当に必要でないかなというふうに思います。その辺も含めて、町長、これからポジション、ポジションでのスキルを高めていただくような教育、また指導の方をよろしくお願い申し上げます。

次に、生産者の生産体制についてという部分でお尋ねをいたしたいと思えます。

先ほど阪東議員の方からもご質問等々がございました。若干私もお聞きしたいなという部分と重なった部分がございます。少し中身を変えて質問をさ

せていただきたいと思います。

1つは、今、甲良町でいろんな農家の方が野菜なり、果実なり、花なりと生産をされているようでございます。せせらぎの里に出荷をしていただける能力の範囲と申しましょうか、どの程度あるのかが1点と、それと、1つは今回の事業、農山漁村活性化プロジェクト等々の支援の交付金をいただいております。その中で交付金をいただいているという部分で地元の野菜とか果物とか、何%ぐらい売らなあかんとか、規制とか制限があればちょっと教えていただきたいと思います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 野菜等の年間の生産量および見込み金額ということで、直売所の会員さんが23年度作付したのが1,103アールでございます。11ヘクタールということになるわけです。お金に換算すると3,100万円ぐらいになるということで、一応せせらぎ農産物直売所の生産組合の組織のもとで栽培をしているということでございます。

それで、中身的にはしがの水田野菜生産拡大推進事業ということで、できるだけ出荷先については直売所、また学校給食とかいうことで出荷をしていただいているということでございます。

○濱野議員 補助金はありますか。

○米田産業課長 済みません。補助金の関係は……。交付金の関係はないということでございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 極端な話、例えば町内のものが1つもなかっても、別に何も問題はないということなんですね、そういう交付金をいただいて事業をやることに対して。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 指導面については、営農的に野菜等を含めてうちの方についているし、また、なれた方がこういう事業に参画していただいているということで、物の生産については何もなにかいう、そういう部分は考えていないんですけど。ちょっと回答がおかしいかもわかりませんが。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 補助金をいただく、そういった制限は全くないということでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 済みません。交付金についてですけど、都市との交流人口の増加をねらうということの事業の目的ということになってございます。

○建部議長 濱野議員。



○濱野議員 年間、野菜が3, 100万ほどというようなことをつくられているということを今お聞きをいたしました、それで、大体今構想されているせせらぎの里に商品を並べるのに、その程度の金額のその程度の材料と申しますか、野菜とか果物でどの程度賄えると思っていてくれはります。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 今ほど言うた、生産者が直売所を中心として出荷していただくということで、どの程度賄えるかということにつきましては、済みません、ちょっと待ってください。23年度の項目別の売り上げということグラフ化しているんですけど、生鮮野菜類で、直売の関係でいきますと23%が出ていると。花卉類についても23%、あと、果樹、野菜等が20%ということで、この3つが大きく占めているということでございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 町内でとれるものがどれだけかということなんです。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 今ほど言ったのは町内ばかりです。町内で11ヘクタールというのは、町内の農業の方に依頼しているのが、集落営農も含めてですけど。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 どうしても1年間通して野菜不足の時期が出てくるかというふうには推測をされます。また、よく売れるときもあるかと思えます。例えば日曜日とか、お客さんの多いときは、朝にだ一っと買い込みをされて11時やそのぐらいに行ったら、もう品物がなかったとか、そういうようなことも考えて、品薄対策として時差出荷、時間をずらして出荷をしていただくとか、今まででもちょっとプレ的にやっておられますけども、よく売れたときなんかは、例えば朝一番から持ってきてくれはる方、また、10時とか品物がなくなったら誰か補填してくださいとか、そういうような体制というのは今現在でもとられているんですか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 その点については課題としてですけど、基本的に依頼して、頼めるところについては、時期もあるんですけど、お願いしているというふうには聞いております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 その辺も含めて、今後正式にオープンになってきますと、本当に客層も変わってくると思うんです。遠くから沢山の方がおいでになられるかなというふうに思いますので、そういった出荷体制等々についても、今後またいろいろとご検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、先ほど阪東さんもおっしゃられましたけれども、品質の一定化と

いか、味の一定化というか、その辺の管理体制なんですけども、今現在でも野菜とか果物、そういったものに対する、生産者が納めていただける生産履歴書とか、そういうやつを提出していただいて、いつ幾日に種をまいて、いつ幾日にこういう肥料をやって、こうやって育てましたよと。これは安心・安全で、またおいしい食べ物ですよというような、そういうようなチェック等々はできてございますでしょうか。もしできていなければ今後どのようにされるかということをお尋ねいたします。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 食の安全の観点から、成果物には生産者履歴、言われたように、を自主的に記録し、提出を願っているということ。加工食品については、さらに保健所の営業許可などの写しを提出願うということです。万一事故に備えての食品衛生協会に加入し、品質検査を受検することについても賠償保険に加入するなどの備えをしているということでございます。さらに、食品の出荷者に対しては保健所などの講師を招きまして、食品衛生研修会を実施しているということでございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 本当に評判が第一でございますので、最近、いろんな方から耳にしますのが、一部によっては商品が著しく悪くて値段も高いという声をたびたび耳にします。その辺は私もちょっと見たんですけども、そういう部分も見受けられる部分もございますので、その辺は周知徹底をしていただいて、安くて安心・安全でおいしいものをとというような姿勢で取り組みをしていただきたいと思えます。

それと、これから夏に向かいますので、食中毒とかいうのは大変怖うございますので、その辺、食中毒の対策というのとは何か講じられているのか、お尋ねをいたします。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 先ほども言いましたけど、保健所等の指導もいただいておりますので、当然衛生面等についても指導はしていただいていると思っております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひ気をつけていただきたいと思えます。

それでは、3番目の甲良集落営農協同組合の連携についてお尋ねをいたしたいと思えます。

今年の3月に、甲良集落営農協同組合が正式に設立をされました。全国で初めての集落営農組合の連合であり、各方面より本当に注目をされております。日経新聞等々にも載ったようでございます。本年から、米だけではなく

トマト、イチゴ、イチジク、ニンニク、タマネギ、大根等々、3ヘクタールほど作付をされるようにお聞きをいたしております。独自のブランド化を進めていく努力をされている組合でございます。まさしく甲良町で真剣に取り組みをされている組織でございますし、今後そういった組織とせせらぎの里とのかかわり方、また、連携をどのように思われているのか、その辺をお尋ねをいたします。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 この連携についてですけれど、確認しましたところ、準備室においては今日まで話がされていないというふうに聞いております。ということで、今後ですけれど、今ほど言われたブランド化の商品的な部分で農作物等の出荷、また販売について相談がありましたら、役員会に諮りたいというふうに思っているところです。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひそういった大きな組織のところとの連携を深めていただいて、そうすることによって野菜の出荷量等々も増えますし、本当に真剣にお取り組みの団体でございますので、ぜひ前向きな姿勢で、向こうから言ってくださるのを待っているんじゃないしに、こちらの方からもどしどしとお願いをしていただいて、いい関係でせせらぎのために協力はしてくださると思いますので、その辺も含めてよろしくお尋ねをいたします。

それでは、続きまして、3番目の営業の戦略等々についてお尋ねをいたしたいと思います。

今までいろいろと仮の体制で工事をやりながらというようなことで、無理な状況の中で営業をチャレンジショップ的にやってこられました。いろいろと、約何カ月間か、やられた結果で、今まで現在いろんな問題点等々あったかと思いますが、産業課としては今までの反省点とか、今までの評価と申しましようか、その辺はどのようにお考えなんでしょう。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 現在までの評価についてということで、23年度の事業計画でございますけれど、販売目標金額が2,750万円に対して約3,300万円の実績が得られたということで、目標に対しての評価はしているところでございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 思っののほか、沢山売れたというようなことでしょうか、約8カ月ぐらいですか、で3,300万円ぐらい売り上げがあったと。1年で。年間の売り上げ目標をどの辺に置いてられるのか、ちょっとよくわからないんですが、今はあくまで仮の店舗で、床面積も少ない。約120、130平米

のところやっておられると。今度、改めて今計画をされている売り場面積も、さほど大きく、約150平米ぐらいのものかなというふうに思います。床面積の比率からしても2割も増えていない。15%ほど売り場面積が増えただけで、今1年間で3,000万ちょっとというようなことで、これからいろんなものも沢山品数も増えるでしょうけれども、実際どの程度の年間の売り上げを見込んでおられるんですか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 ちょっと確認をしているんですけど、平成24年度目標については、まだ今出ていないということでございますけれど、今、質問がありますように、できるだけ生産者および出荷品目数が増えるよう、取り組んでいく必要があるということは思っておるところです。

○建部議長 町長。

○北川町長 来年の3月1日オープンに向けてですけども、本格オープンをするということになると、じゃ、どれだけの売り上げが必要かということになる。一応目標を決めないけません。その目標は逆算をして、1年間、その施設でどれだけの経費がまず1年間に要るかということ逆を考えて、その経費に見合うだけの、いわば利益を出さないとその経費が賄えないということになるので、私の考えとしては、例えばスタッフが何人いて、その人件費が年間幾らかかる。それと、電気代がいくらかかる。そういう固定経費を全部計算をして、それに対して、じゃ、15%の手数料と、そして、店の中で加工品を直接売る分の利益も、利益幅が違いますので、そういう分をすべて計算をして、トータルで、総経費が仮に3,000万かかるということになったら、3,000万は15%での3,000万という計算をしないといけないと思うんですよね。だから、15%の3,000万に対しては、売り上げはどれだけ上げたらええかということは計算、逆算したら出てくるわけやから、その分の売り上げを、じゃ、どういう形で上げるかということの計算を私はした形で、野菜がどの程度のウエイト、花卉類はどの程度のウエイト、加工品がどの程度のウエイトと。民芸品やとか、いろんなもの、もろもろのものがあるから、そういうものを配置を考えた中で、トータル的にその目標に向かってどうするかという戦略を立てていくべきかなという考えを私は今持っています。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 今の町長の答弁、よくわかるんですけども、逆に言うたら、さあ、これからスタートする、商売をするんやから、しっかりとした、それまでにビジネスプランを立てて、町長がおっしゃる、いろんな電気代とか人件費とか、いろんな経費関係、一口に販売管理費が、それが、例えば年間2億なら

2億の売り上げをするのに人間が何人かかわって、販売管理費が5,000万なら5,000万かかりますよと。じゃ、どれだけの売り上げをして、どれだけの利益を上げなあかんという、まず、それはオープンするまでにある程度はきちっとしたプランを立てるのが最優先だなというふうに思っております。

マーガレットステーション等々、あまり参考にするのはいかなものかなというふうに思うんですけども、一番近い、この辺で道の駅、逆に言うたら競争相手ですね。強烈な競争相手なんでしょうけれども、マーガレットステーションがございます。あそこは直販所の売り場面積は、約400平米ぐらいしかないんですね。今度、今のところ計画をされておられるやつを見ますと、甲良町の場合、150平米ぐらいな売り場面積です。2倍半ほどあるわけなんですけども、あそこは年間6億以上、去年あたりで6億7,000万やったかな、ぐらいの売り上げをされております。しっかりと利益もそれではおられると思うんですけども、県内のいろいろな道の駅、ございませけれども、ほとんどが売り場面積の大きさ等々も関係しますが、売り上げが少ないところでも1億5,000万ぐらいはあるように私の知っている範囲ではあるように思っております。

今の話で、年間、例えば三千何百万、面積が少ないけれども売れましたよと。じゃ、それを、売り場面積がちょっと、15%ほど増えただけでそれが果たして1億5,000万やら2億ぐらいの売り上げになるのかなと。2億も売ったら、もうかってもうかって仕方がないのかわからんけども、おそらく近隣でそれだけ売ってはるということは、やっぱりある程度そのぐらいの売り場面積があって、いろんなものを売ろうとすると販売管理費もそんなに変わるものじゃないと思うんですね。おそらくどの程度の、1億5,000万とかの売り上げを目標にされているのか。まず、その辺のビジネスプランをしっかりと立てることが一番私は必要でないかなというふうに思います。

そういうことをしながら建物の形状を考えたりとか、どういうことで、こういうものをすればもっと売り上げが上がるだろうとか、いろんな計画をしてから進めるのが、僕は順序じゃないかなというふうに思っております。そういったこともまたまた、いろいろとまた運営協議会等で協議をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

それでは、もう一つ、次に、私個人的な意見なんですけど、私も結構道の駅が好きでいろんなところを見に歩いております。そうした中で、結構はやってあるところやら、ちょっとやっぱりあれかなというところも中にはございます。平均、ずっと見ていますと、やっぱり道の駅の中には食べ物を食べる場所、食事コーナーと申しまししょうか、レストランと申しまししょうか、そ

ういったところが必ずそこにはついてございます。私も絶対道の駅にはそういう食べ物を食べられるコーナーが必要でないかなというふうに思っております。甲良町にも、例えばこの辺ですと近江牛が有名でございまして、甲良米も有名でございまして、そういった、例えば近江牛をメインとしたレストランを、牛丼だけでも結構です。そういうようなものをするスペースであるとか、例えば、営業マンの方なんか、沢山お通りになりますので、竜王やったか、栗東やったか、ちょっと忘れましたが、こういう甲良米を使ったおにぎりのドライブスルーですね、そんなに場所もとりませんので、ちょっとしたお漬物と何とかと。営業の方がずっと回って、あそこのおにぎり、おいしかった。ついでに何か肉でも買って帰ろうかというようなことで、そうした食事コーナーを、私はぜひつくったらどうかなという思いをしているんですけど、その辺はどうでございませうか。

○建部議長 町長。

○北川町長 正直なところ、レストラン等のそういう食事場所については、私の当初のスタートの時点というか、公約の中ではそれは挙げておりませんでした。というのはなぜかという、私も議員のときにその意見を、同じ町内に、すぐ近くに同業者がいるということから、そういう同業者の人もやっぱり守っていかないかというような思いもあって、できるだけそういう分ではバッティングしないようにというように思っておりました。

その中で、今のスペースの中では軽食コーナーはつくろうというように、平米数にしたら少ないんですが、その中に軽食コーナーはつくりたいなという思いをいたしております。ただ、今現在、商工会女性部の方の弁当やとか、あと、いろんな人が弁当なり、おにぎりなり、いろんなものを、パン類とかも皆入れていただいています。そういう部分もあるので、今の段階ではどうのこうのということは考えていないんですが、ただ、近くの業者さんが将来的には今の直売所を、新しい交流館をつくったら、あいたらそこを貸してもらえないかというように話もあるんです。そういうことも含めて今後は検討課題かなというように思っています。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひそういうような姿勢でやってあげようという民間の方がおられたら、進めていただけると一番ありがたいかなというふうに思います。

まず、このレストランをするということは、当然ものを食べられて売り上げが上がる。それはそうなんですけども、地元の食材をそのレストランで使う。例えば米にしても、肉にしても、いろんな野菜にしても。そのレストランにその食材だけでも売れるという、例えばスーパーでお総菜をつかって売ると一緒のようなことで、そういった売り上げも増えるというように

ことも含めまして、地元の食材も売れるというようなことも含めて、ぜひそういう食事を、独自性のある食事をとれるような場所を強く要望をいたしておきます。

続きまして、職員の教育についてという部分でお尋ねをいたしたいと思えます。

現在、販売員の方やいろいろおられると思うんですが、接客等々の職員の教育はされているのか。ちょっとその辺をお尋ねします。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 当然一番大切なことにもなってきますので、今後道の駅従業員の雇用の段階で、専門講師等を招いて会社、社員教育としての実施していきたいということは思っております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひその辺は気をつけていただきたいというふうに思います。

それと、少し話はずれるかと思いますが、メンテのことなんですが、最近いろんなところで大学の偏差値ではございませんが、便座値という言葉がよく出回ってございます。それは、いかにいろんな施設でトイレがきれいか。そのきれいさによって物が売れたりとか、人が寄ってこられるというようなデータがございます。特に百貨店とか、道の駅も1つなんですけれども、既にそういうランクづけがされたそうですね。その辺も含めて、今、新しいトイレが、ちょっと手狭な感じはするんですけれども、できましたので、その辺のメンテ体制はどのように今のところ考えていらっしゃいますか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 シルバーに委託して清掃を行っていただいているところです。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひ本当にきれいな環境の中でというようなことで、メンテは十分、しっかりと気をつけていただきたいというふうに思います。

それともう1点、当然、店舗内は禁煙になるのか。それと、敷地内は禁煙にされるのか。もし分煙にされるのなら、外なら外にきちっとした喫煙コーナーを設けられるのか。

それと、ちょっとこの前も見に行きましたら、トイレがわりと立地条件でいきますと、北風がわりとまともに当たるかなということをお見受けをしました。何か風の対策をするようなことをお考えなのか。

それともう1点、北側から来られたときに、ちょっと話はずれるんですけれども、なかなか今の307から入る入り口が、対抗車が多いと入りにくいと。あの辺、右折をされる対応は何かお考えなのか。ちょっとこの辺をお尋ねいたします。

○建部議長 町長。

○北川町長 実は、私も全体構想のある程度ガイドラインができて、補助金事業で進める中での設計が確定した中で補助金がある程度交付されるということで決定がされた中で、今、濱野議員がおっしゃったように、出入り口が非常に狭いなど。これは困ったなど。例えば大きな車が出ていくときに、入ってくる車がかち合うたときに、おそらくどっちかが譲らないと出入りができないというようなことから、何とか設計変更で、例えば、今、西側に大きな道を工事中でつけています。それで、信号機が金屋北と旧の県道に信号機があります。入る方は一方通行にして、西側に大きい道ができるので、そちらで彦根へ行く方は金屋北の信号、そして、東近江の方へ行く方は旧県道の信号に行ってもらいたいような、そういう形の一方通行がとれないかなというようなことも含めて、S字に道があるので、中の道路が、大型の場合は、ちょっと今の状況じゃ無理やなど。建設課長にもそのことを何度も指摘をしているんですが、なかなか補助金事業で、今勝手に変えるということは全くできないというようなことから、何かええ方法はないかなというところで、今、例えば沿岸土地改良の方のせせらぎの方側を、もうちょっと縁石をずらすとかいうことをして大きい車も西の方へ行けるようにすれば、一方通行でスムーズに車の流れがつかれるのと違うかなというような思いで今は検討はしています。

ただ、補助金事業が絡んでいるので、それがどこまでできるかということ、ちょっと今のところ私もはっきりわかりませんので断言はできませんが、おっしゃるような形でスムーズに車が入ってきて、一方通行でスムーズに信号で待っていて出るというのが一番安心な出方やということで、去年、おととしと、収穫イベントをやったとき、JR東海との、そのときに紅葉のシーズンで非常に車が多かった。あその場所から右折する車が、車は皆とめないことには右折ができないというようなこともよく見ていましたので、そういうことも考えると、今言うたようなことが一番いいのかなというような思いをしながら、今後できる範囲がどこまでかというところの検討をしていきたいというように思っています。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひ、できるだけ入りやすいような仕組みづくりに気をつけていただきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが、直販所を建設をされるということで、その辺の部分についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、予算について、それと、その予算の内訳と申しましょうか、例えば建築、建物を建てるだけで幾ら、電気工事で幾ら、機械設備で幾ら、備品等々、



外構とか、そういうような内訳も含めて説明をお願いいたします。

○建部議長 町長。

○北川町長 今、予算の質問をいただきました。皆で4つの分類をして、建築、そして電気、外構、備品、それぞれ分離発注をしようというように私は決定をしています。当初予算で1億5,000万、6,000万の予算が組まれています。これは漠然とした金額であって、今後、今、確認申請するための準備段階に入っています。建築、そして電気、そこらは同時入札で入札をかけていきたいなというように思っています。ただ詳細な金額については、これは入札前ですのであまり金額の表示というのはちょっとご遠慮させていただきたいなというようには思いますが、トータル的にはかなり圧縮をさせていただいた形で予算配分をした形の事業にしていきたいなというようには思っています。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 きのも全協で、町営林の木材費が約830万近くかかったというふうにお聞きをいたしました。それはせせらぎの里の建物を建てる木材、主要構造材に使う材料であると。今現在計画をされているのは約80坪ちょっとないぐらいかな、78坪ぐらいの建物です。通常ああいう平屋建ての建物で、主要構造材が大体坪当たり5万もあつたらできると思うんですね。そうすると、80坪としても約400万。今、町営林を使われて、伐採して、乾燥されて製品にするのに約830万ほどかかったと。かなりの、意味は全くないことはないんですけども、すごい高いコストがかかってあるなど、私は思いをいたしております。もう切ってしまったやつやで、何とも言いにくいんですけど、また後利用で、全部が全部使われるわけでないかもわかりませんし、その辺が、町営林をそこまでしてなぜ使わないけなかったのかなという、ちょっと私、疑問はあるんですけども。どうしてもああいう平屋で大きなスパンになりますと、木造で建てるというのは、なかなか横架材というか、はりが、スパンが沢山飛ばせませんので、その辺も含めて、果たして木造が正解だったのかなと、今ごろ言っている仕方がないんでしょうけども、かなりのコストがかかってあるなという思いをいたしております。

それと、先ほど1億5,000万ほどの総予算があるけど、もっともっと圧縮するというようなことをございます。平屋建てで、約80坪ぐらいの建物ですと、木材費はただとなってきましたと、おそらく電気も機械設備も含めて、坪当たり50万以下ぐらいではできると思います。よっぽど何か大きな備品を買われるとか。1億5,000万から比較しますと、仮に80坪で坪50万でできても4,000万ですね。あと備品をどんなものを買うかわかりませんが、5,000万か6,000万もあつたら、私は十分なもの

ができるんじゃないかなというふうには思うんですけども、その辺、町長、どうでございますか。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** まず、町営林ですね。これは私たちが中学校のときに甲良町の町営林の山に学林作業で下草刈りに行った。そして青年団の時分も毎年下草刈りに行った。そして、我々も直接手を加えて育てた木が今、長いこと管理者によって管理をいただいています。それはお金もかかっています。けども、これは、目的は地産治水、涵養、そういういろんな目的があります。その中で我々が育てた木、いわゆる地元産の木を使って施設整備をしたい。いわゆる地産地消、これが目的が1つと、それともう一つは、東近江市を含む1市5町、犬上郡3町、愛荘、日野、その地域は鈴鹿山脈の恵みの水によって森林が育成されていると。そうした木を地元でしっかりPRして、そして、例えば旧の湖東町にはナショナル住宅とか、朝日住建があると。そういうところにも地元産の木を使ってもらおうという、そういうことを含めた、2月9日に1市5町で調印式をしました。そういうことも含めて、この施設は私たちが一生懸命手をかけて育てた木のぬくもりのある施設ですよというPRと、そういう、今言うたようなことのPRも含めて取り組みたいということから、多賀町は今ランチルームを作りましたが、これも大滝山林組合の管理している山の木をすべて伐採をしてランチルームをつくられた。私たちの西小学校の体育館ですね。あれも大滝山林組合が育てた犬上ダム奥の木を伐採して使われた部分もかなりあるというようなことから、できるだけ地元の木を、少しは高くなるけども、活用させてもらって、施設整備をするということは1つの誇りになるのかなと。PRにもなるのかなというような思いからさせていただいたということが1つです。

それと、金額的な問題、事業の。これは確かに電気工事も、当初設計の中にはキューティクルの設置も入っていました。しかし、私は、電力は高圧になれば基本料金が必ず要ります。固定経費です。そこへ保安協会の管理料が要るというようなことから、できるだけ電気の契約電力を抑えたいということから、全部見直しをさせていただいて、低圧でいけるように設計の方も変えていただいたということから、電気工事の方もできるだけ抑えようということと、木材の、今、濱野議員がおっしゃる坪単価についても、私も十分認識していますので、その分はしっかりと設計業者の方にも計算をしていただきながら取り組んでいきたいなというように思っています。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** 町長の思い出があるというようなことで、ぜひ林業の方も本当に厳しい時代でございます。そういった意味も全くわからんわけではございま

せんけれど、本当にお金だけのことを考えると、ちょっとむだなのかなという思いはいたしました。ぜひそのむだな金が有効に活かされるように努力をしていただきたいと思います。

最後にあたりまして、町長が新たに町長になられまして、本当に今のせせらぎの里の事業が一番大きな事業になるのかなという思いをいたしております。今、いろんな角度から質問もさせていただきましたが、まだまだ不安な要素が山積しているように思われます。しっかりと経営者たる社長を、まず早急に決めていただいて、しっかりとしたビジネスプランを立てていただく。それが一番重要でないかなというふうに思います。

あとは、町長のリーダーシップ、この指とまれというようなことで、わしについてみんなで一生懸命、町民の皆さんとこのせせらぎの里、この事業を絶対成功さすんだという熱い思いで、本当に失敗は許されませんので、我々議員の方もできる限りの協力もさせていただきます。それと、町民の皆様方にしっかりと、本当にできてよかったなど。町民の皆様方にしっかりとご理解をいただきながら、すばらしいものができますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○**建部議長** 濱野議員の一般質問が終わりました。

次に、9番 金澤議員の一般質問を許します。

金澤議員。

○**金澤議員** 議長の許可を得ましたので、ただいまより、私、9番 金澤、一般質問を始めたいと思います。

まず初めに、教育関係から入っていきたい。この1番、2番と平成24年度の中学生の必須について、この件と2番目の将来の甲良なでしこ、サッカーについてですね。これは教育課長でも結構です。3番目に、町長にぜひとも3番目のことは、西、東の保育園の格差の是正問題は、やはり予算の関係もありますので、これはぜひとも町長に答えてほしい。これも後から言いますので。

始めさせていただきます。平成24年度中学生必須について。今年度より日本古来の武道である剣道、柔道、相撲が必須科目になりました。そこで、3つ質問したいと思います。3つのうち、どの科目が一番希望が多いのか。そして2番目は、指導体制はどうなっているのか。例えば、先生が指導するのか、それとも外部から指導者にお願いするのか。そして3つ目は、使用する備品といいますか、あるいは用具といいますか、剣道なら竹刀、柔道なら柔道着、相撲ならまわし、これは支給するのか、それとも生徒の負担なのか。あるいは、国や県からの補助金が、助成金があるのかないのか、この3つを。

そしてまた4点目は、障害保険に加入しているか。この4点、お願いします。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 24年度からの中学生の必須について、今のご質問にお答えします。

まず1つ目、金澤議員が言われましたように、まず1つ目ですけれども、今年度から中学校では武道が必須となり、全員が必ず武道を履修しなければならなくなりました。その中に柔道と剣道と相撲があります。どれぐらいの割合かということで、甲良中学校の方では柔道をすることに今年度は決めています。これは、年によって変えることも可能ですが、今年度は全員が柔道です。滋賀県の方に聞いてみますと、県内では中学校が100ありますが、74校が柔道です。26校が剣道です。相撲は残念ながら、女子と一緒にするという意味で、ありません。

2番目の指導者の件についてですけれども、やはり武道をしていく上で安全が一番重要視されます。甲良中学校におきましてもいろいろ検討をしましたが、柔道は指導者が要ると。学校の先生の中で指導ができると、そういう意味合いもありまして柔道をすることになりました。もちろん今までから部活動で柔道、剣道、今もあります。体育の授業としては柔道です。

3点目の用具のことについてですけれども、柔道をするにあたっては、体操服の上に全員が柔道着を着ます。市販のものを定価で1着7,000円を、2年がかりで町の予算をつけていただいて40着、体育の授業でみんなが共有というんですか、それを借りられるように用意を進めて、今年度はそれで借りてやります。もちろん衛生面には十分気をつけてするようにしています。

ちなみに、もし剣道をした場合は、面とか胴とか竹刀とか、沢山要りますので、1人当たり6万円かかります。ちょっとその費用をそろえるというのは難しい部分もありまして柔道になったこともあります。

最後、4点目は保険のことをおっしゃっていただきましたけれども、これは入っています。体育の授業はもちろんのことですけれども、通学、家を出たときから学校が終わって家に帰るまで日本学校安全の保険に入っていますので、体育の授業においてもそれで賄えるようになっています。

以上です。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 国・県の補助金があるか。

○橋本学校教育課長 柔道着にかかわっての助成とか補助金はありませんので、町でということですよ。

○金澤議員 わかりました。

次の2点目、議長、2点目、行きます。

将来の甲良なでしこについて、サッカーですね、女子サッカー。昨年3月11日に東日本大震災が発生し、日本国中、本当に深い悲しみに包まれていました。そんな中、なでしこジャパンがワールドカップ決勝でアメリカを破って世界一になった。本当に日本中に勇気と感動を与えてくれました。甲良町にはスポーツ少年団が東学区、西学区にありますが、一方、少女たちのスポーツする場所がない。組織がないということで、ちょっとここで提案したいと思います。3つ。

なでしこジャパンを夢見て甲良町の少女たちは、私も将来なでしこジャパンに入ってサッカーをしたい。こういう思いを持った子もたぶんいると思うんです。そこで、小学校4年生から6年生に対してアンケート調査を実施してほしい、1点目は。そして2点目は、アンケートによって、今後どうするかを検討する。3点目は、9月議会で結果を報告できるようにする。この3点、お願いします。

○建部議長 答弁を求めるんですか。

○金澤議員 答弁を求めます。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 今回の質問ですけれども、アンケートといいますのは、特に女子の児童に対してサッカーをやりたいか。そういう意味合いでよろしいでしょうか。

○金澤議員 そうです。

○橋本学校教育課長 今ここで、はい、やりますということは言えないんですけれども、1つ、保育園とか小学校の段階で体育、あるいは保育園でも外部の指導者に来ていただいて幼稚園、保育園の3歳、4歳児、5歳の段階からサッカーに親しむ。そういう機会は設けております。教職員に確認しまして、そういう意向があるのか、どれぐらい女の子がサッカーをしたいと思ってるのかなということをいろんな機会に聞くことは可能ですけれども、アンケートをつくってばっとまいてというところまで、ちょっと今ここでは検討というんですか、考えていきたいなというふうに思います。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 教育課長、ぜひともそういう希望を持っている子がいるかもわかりませんので、前向きに検討していただきたい。

3つ目の、甲良町には第一保育園、第二保育園があります。この質問は、私は前にもいろいろ質問しましたので、最後のはしり切れトンボになりまして、結果的には時間が足りなくてまともな回答をいただけなかったと思っておりますので、今回は、内容は町長も十分ご存じですので、省略させていただき、この質問、答弁は予算にも関係がありますので、ぜひとも町長に答弁

していただきたいと思います。

そこで、3つを提案したいと思います。

先ほども女子のサッカーでアンケートという言葉を使いましたけれど、やはり東保育園の保護者がどういう思いをしているのか、それを1つ、アンケートをとってほしい。この格差についてどう思っているのかと。そして2つ目は、そのアンケート結果を議会に報告してほしい。その結果をふまえて問題に取り組む。

以上、3つの回答をお願いしますし、また、町長におかれましては、東学区の保護者は、町長答弁には大変興味を持っていますので、プレッシャーをかけるわけではありませんけれども、どうか前向きな回答をお願いしたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 以前にも金澤議員から同じ質問をいただいております、そのとき私は、確かに西保育センターと東保育センターには環境の差はあるということもお答えをさせていただきました。西保育センターは非常に緑もあって、公園もあって、梅林もあって、環境的にはいいところやなというような思いをしておりました。東保育センターの方は、そういう意味ではぐるりは田んぼばかりというようなことで、少しその部分が西保育センターに比べたら恵まれていないのかなというような思いをしておりましたが、ただ東の場合は、西保育センターは保育所の、いわゆる保育センターの駐車場もままにならないほど狭いというところから、東の場合は土地の所有者から提供していただいて大きな駐車場整備を後からしたというような経緯があります。駐車場の整備をした奥に残地をつくって、そこで農園として子どもたちと一緒に芋掘りやらができるような、そういう場所づくりもできたというようなことで、今回は、東保育センターの場合は周辺の歩いてすぐ行けるとところに親水公園が何か所もあるということから、そういうところをできるだけ活用してもらったらどうかなというような答弁をしたのではないかなというようにも思っています。

長い目を見たときに、子どもたちが移動するのに交通の事故の問題とかございまして、やはり大切なお子さんを預かるということになると、園舎の近くでいつも監視をしっかりと、安全対策をするということが基本かなというような思いもしております。先般も、実は私の家の隣の竹やぶに園児たちが、タケノコとりに来たのかどうかはわかりませんが、沢山園児が来ていたというような話も家族から聞いていますが、そこまで来るにしたって、町道の大きな車がびゅんびゅん通る道を横断をしていかなければならないというようなことから、場合によっては本当に事故があっては大変やなというよう

な思いもしておりますので、周りの土地の所有者、いっぱいいらっしゃるし、土地の農地転用の問題とか、いろんな問題もございまして、そこらは少し今後の検討課題というようなことにさせていただいて取り組んでいきたいなというように思います。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 今、町長から、今後に向かっての検討課題ということで前向きな回答として受けとめておきますので、よろしくをお願いします。

議長、続けて行きます。

人権課に対して何点かの質問をいたしたいと思います。

人権施策確立要求そのほかということで、甲良町が回答した2012年1月30日の回答書の内容、すなわち人権施策を確立要求書が滋賀県から13市6町に送付されています。これは2011年12月4日付ですね。その内容の報告を求めます。しかし、関係ないところは報告がなくても結構ですので、重点的などころだけ報告をしてほしいと思います。よろしく。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 関係項目が15項目ございまして、主な項目のみ回答という形で述べさせていただきます。

まず1番目ですが、同和問題、人権問題の解決に向けた同和、人権行政の推進に向けた体制の整備と予算の確保はどの問いに対しまして、人権に関する町の取り組みの基本を示し、町政のあらゆる施策に人権尊重の精神を活かすため、計画書を作成するとともに人権担当者を置き、相談窓口とし、予算については自主財源も少なく、厳しい財源運営ではありますが、できる限りの確保を図っていきますと回答しております。

次に、2番目ですけれども、人権侵害救済法の早期制定に向け、積極的な取り組みを行われたいとの問いに、甲良町人権施策基本方針に基づき、人権侵害による被害の救済および予防に向けた対策の確立をめざして関係団体と連携し、各学習会、集会に参加し、学習を重ね、人権侵害救済法の早期制定に向け積極的に取り組みますと回答しております。

3番目ですが、第2種社会福祉施設として隣保館における地域福祉や隣保事業の充実を行われたいとの問いですが、地域総合センターの改修に伴い、学区におけるコミュニケーションセンターとしての位置づけが明確になったことから、住民サービスの役割を果たす目的で近隣地区との交流会や、各種文化教室、体操教室を開くための広報活動等について回答しております。

4番目ですが、司法書士、行政書士等による戸籍の不正取得と興信所への横流し事件、戸籍ビジネスが後を絶たない現状をふまえ、本人告知制度を導入されたいとの問いに対しましては、登録制による本人告知制度については、

戸籍・住民基本台帳事務協議湖東支会で統一していくことで検討をしていますが、さらに制度を熟知し、先進事例に学ぶ必要もあることから、管内および町内において連携を図り、これを具体的に進めるとともに、不正請求等が発覚した場合の被害者に対する告知や支援についての制度化もできていないため、早急に要領を定めていき、身元調査お断り運動の強化は広報等により戸籍の不正取得や身元調査の実態を知らせ、啓発に努めると回答しております。

5番目ですが、相次ぐ土地差別事件をふまえ、土地差別撤廃に向けた取り組みを推進されるとともに、宅地建物取引業者に対する人権啓発の取り組みを積極的に進められたいとの問いに対し、宅地建物取引の場合において、同和地区物件に対する調査等の差別的な取り扱いや在日外国人や高齢者等に対する民間賃貸住宅への機会の制約などの形で問題化していることをふまえ、人権指針を宅地建物取引業者や町民に対し周知徹底し、土地差別撤廃に向けた取り組みを推進していきますと回答しております。

6番目ですが、幼・小・中学校における同和教育人権教育の取り組みについて明らかにされたいの問いですが、乳幼児から小・中学校の子ども一人一人に人権同和问题についての正しい理解と認識を培い、部落差別をはじめとするあらゆる差別に気づき、それをなくす行動力を身につけ、互いの人権を尊重し合い、いじめや差別を生まない人間関係の醸成に努めると回答しております。

最後、7番目になりますが、高齢者福祉施設における差別事件が多発している現状をふまえ、これら高齢者福祉施設における同和研修、人権研修の取り組み状況を明らかにされたいの問いにですが、各事業所単位で職員対象に同和人権研修を毎年開催されており、彦根・愛知・犬上事業者協議会にも加入し、協議会主催の研修会にも参加している。研修内容につきましては、高齢者の人権についての研修が主であり、デイサービスセンターけやき、グループホームらくらくも企業訪問先となっている。企業内同和问题をはじめとする人権研修の取り組みについては、財団法人豊郷病院の同和教育綱領に基づき、人権研修の年間計画による研修を実施し、町主催の研修なども参加されていることを確認しておりますと回答しております。

以上でございますが、回答文が長いため、もし必要でございましたら、また情報公開の席にてお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 1点、お尋ねいたします。

報告書を今聞かせていただきましたが、この中で報告書どおりすべてが実施されているのか。もし、この中で報告書は回答したけれども、実施されていないことがあったら、その原因を教えてくださいということでご回答願いま



す。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 どの部分がということは、まだあれですが、そういう形で取り組んでおりますという形で報告しておりますので、各部署の取り組み等も含めて全部しておりますので、先ほど言われました、詳細につきましては、ちょっとまだ私の方ではわかりません。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 2つ目の、次に行きます。滋賀県は、法終了後の同和行政のあり方について、1996年に県が法終了後の見解を出しています。滋賀県は1996年度法の終了後に向けて部落解放同盟に、県としては差別がある限り行政の課題として受けとめ、これに取り組むという基本姿勢のもと、同和行政に取り組んでいくと、こういう見解を出しております。

甲良町行政もこのように国や県の指針を受けて、今後も同和問題解決に取り組んでいくと確信していますが、間違いありませんか。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 先ほど申されました地対協の意見具申の関係で、甲良町の場合ですけれども、甲良町におきましても法の執行後につきましては、事業の延長はしていないとの認識でありますが、残されました課題につきましては、一般事業で対応を行っております。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 結構です。

3番目に、こういう質問をしようと思ったんですけども、戸籍書の不正入所が全国で後を絶たないが、町行政の対応はどうかということで聞こうと思ったんですけども、先ほど人権課長から報告の中でありましたので、これは省略させていただきます。

4番目の、昨年12月議会で丸山光雄議員の一般質問の冒頭発言について質問したいと思います。

冒頭の発言について、町長と建部議長にきのう、町長には直接、また、建部議長には事務局を通じて見解を15日までに求めています。これは部落解放同盟呉竹支部、そしてまた、部落解放同盟長寺支部、両支部合同で提案を、また見解を求めています。

丸山光雄議員については、議会事務局を通じて呉竹支部、長寺支部、両支部から組織批判と誹謗中傷に対して抗議と見解を求める文書を議会事務局長を通じて渡してくれるように要請しました。

その冒頭部分は、今日はその部分は省略させていただきまして、組織の中傷ですので。あと、2つ、質問したいと思います。

部落解放同盟長寺、呉竹支部との関係は丸山光雄議員の発言どおりなのか。水道の負担とか固定資産とか、そういう発言があったんですが、どういうことを言っているのか。行政としてはその分野を、こういうことは本当なのか。要するに、同和事業関係で、これは税対策で、愛犬でいろいろ特別措置法の制定された後にこの問題を協議していく。新築資金を借りるときに、除却対象になって新築資金をあげるときに、今のままでは国から立ち退き、除却の対象になっても金がない。そこで借り入れしなければならない。その借り入れした中で家を新築する。借り入れして家を新築するのに一般並みの借りをかけられた場合、今度は返還できない、新築資金の。だから、それでは困るということで、これは愛荘町、旧の愛知川町と秦荘町、そしてまた甲良町と、これは犬上と、そういう申し合わせをしながら行政と、運動等をして、こういう取り組みをして、やはり借りたものは返すという、こういう合意のもとでこの期間進めてきたわけです。

しかし、今これをすぐ法律が終了だからやめよとか、そしたら前に借りた人は借り得で、終わった人は、減免対象になって、残っている人はまだ、返還している人はいるんです、今現在も。そうしたら、取り組みの平等性から考えたら、こういうことは当然できない。前の人は全部その対象になっている。減免対象になっている。残っている人はまだこれから返していく人は、その減免対象から外れた場合、これは平等性がないと、私はこういうように思っているんですけど、行政としてはどういう考えを持っていますか。今後、そういうやめよということに対して。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 甲良町といたしましては、昭和44年の同和対策特別事業特別措置法が制定され、その法のもとに各部署で諸業務を行ってまいりました。そしてまた、平成14年3月の法失効後には、平成18年の地対協の意見具申を尊重し、平成11年策定の第2次甲良町総合計画におきましても、まちづくりの二本柱の1つに人権尊重のまちづくり、すべての人が楽しく、心の交流ができる町を、そしてまた、平成22年策定の甲良町新総合計画の基本目標の1番目には、人権尊重のまちづくりで、人権をとうとび、互いを認め合い、支え合う人権のまちづくりを推進しますをそれぞれ位置づけ、同じく同年に甲良町人権施策基本方針を策定して、基本的人権を遵守して、各部署において日常業務を行っております。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 それで結構です。

もう1点、またこういう発言もしています。法律が終了して7年が経過していることから、特別な地域に特別な優遇を行う必要がないと、こういうよ

ふうに発言しているわけですが、特別な地域に特別な優遇を行政はしているのか、していないのか。回答を求めます。特別な施策を何かしているのか、していないのか。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 少し前にも申し上げましたとおり、一般事業で対応いたしております。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 今、人権課長が申しましたように、法令終了後は一般施策に移行しながらこういう問題を解決していくというふうに行政も回答を私は前にいただいています。

だから、そういうことをしっかりと勉強してもらって、こういう発言は、やはり確認してからしてほしい。そういうように思います。

次に行きます。

また人権課に行くんですけども、滋賀県の人権に対する意識調査の内容を把握しているのか。これは平成23年11月10日から11月30日まで県が実施している人権に対する意識調査です。もし内容を把握しているのであれば、把握しているか、ないか、それだけ先に。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 滋賀県におきましては、新たな問題が生じていることから、県民の人権に関する考え方や県民が求めている施策の方向性を把握し、今後の人権に関する施策を推進する上での基礎資料とするために意識調査を実施されました。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 私も内容をずっと見まして、これは同和問題だけじゃなしに、あらゆる人権に対していろんな意識調査をやっているわけです。しかし、その中で、同和問題に対する中で問題なのは、調査の中で住宅を選ぶ際に忌避にする条件の中で、いずれの事例でも30歳から40歳でこういう問題を避けると思うが多くなっていると。実際は、選ぶ機会が多いという考えられる年齢層で避けると思うというのが本当に多いんです。自分自身の問題として直面した場合は、忌避意識が顕在化すると考えられる。この答えは何を意味するのか。すなわち同和地区を避けるというふうに考える。こういうふうに私は解釈しているわけですが、この辺の内容は、人権課長は詳しくなかったら結構ですので。

次、行きます。

同じく愛荘町も人権意識調査を23年9月20日から10月10日に実施しています。27の調査項目でした。その中で少し問題になるのは、問い7

から8の中で、それまでに人権課長、愛荘町の人権調査内容を把握していますか。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 愛荘町で実施されました分につきましては、愛荘町は教育委員会の方で実施されました。それで、関係する書類につきましては、甲良町では教育委員会の人推協の方の、要するに愛荘町も愛荘町の教育委員会と、あと人権教育推進協議会と、それとまた町が関与してという形でされておられまして、今年、町に送られてきたのはほかほかの状態でございますけども、愛荘町といたしましては、18年度に合併とともに調査されて以来、昨年、意識調査を実施されたという形で、大きくは9点の項目で調査をされましたけども、詳しい中身につきましては、内容はまだこちらとしては把握しておりません。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 今回は27の調査項目でした。その中で特に問題になるのは、また後から調べてもらったら結構ですが、問い7から8のところですね。あなたの家族で結婚したいという話が出されたとき、こういうことです、アンケート結果は。本人同士の意味を尊重するというのが、これ、70.7%ありました。そして、同和地区だから反対というのは13.3%。この13.3%というのは、やはりまだこのことは法律が終了しても、今なお人々の心に差別意識が存在するということが明らかになっているわけです。これが30代から40代にそういう答えが多かったということが、本当に愛荘町も県も同じような結果が出ています。

また後から申し上げますけども、甲良町が今後こういう調査をするときに、こういう点を十分しっかりと把握していただきたいと思いますので、できたらまたこれを、私の方にありますので、よろしかったらまた人権課に提供しますので、勉強してください。

そして、問い16で、同和問題を解決していくためには何が大切だと思うか。1、部落差別がどのようにしてつくられたか、60.1%、2、迷信や因習にこだわった生活をなくしていく、59.6%、家庭や地域、職場でお互いの人権を大切に生活した生活、82.6%、同和地区に育った人と交流をしてお互いに理解し合う、53%、同和地区の人々の差別体験や願いをもとに研修を深めていく、44%、何もしない方がよい、研修会などかえって差別意識を持つようになる、これが27%、そうは思わない、これが38.5%、そして7番目は、自分の生き方を変えていく、46.4%、8番目、民主的な考え方や生活態度を変えていく、59.3%、9番、すべての差別をなくす、人権学習を行い、人権意識を高めていく、55.9%。このような愛荘

町の結果が出ています。また先ほど言いましたように、これを渡しますで勉強してください。

そして、5番目の質問で、甲良町が最後にした人権意識調査はいつですか。それと、今後の予定は、2点、回答願います。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 甲良町では、平成10年度に同和問題町民意識調査を行っておりますが、その後、議員もご存じのとおり、平成21年度には甲良町新総合計画の策定に向けて新たな総合計画策定に係る町民意識調査を実施しております。その中で人権の部門でご意見をいただいております。

以上でございます。

それと、今のところ、調査をとという形の計画等は持っておりません。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 わかりました。

次の6番目に行きます。

私は、平成24年長浜ドームで開催される部落解放研究第46回全国大会に、町長、幹部職員、議会議員、関係者の参加についてというところで質問したいと思います。

私は、支障のない限り、毎年部落解放研究大会に参加しています。去年は岐阜県でありました。甲良町からは、人権課長はじめ何名かの職員の参加がありました。多賀町は、同和地区がないにもかかわらず、議員が2名と職員の参加がありました。豊郷町では、町長ほか職員の参加がありました。同和人口混在率44から45%の甲良町からは、幹部職員、私の記憶では1名だと思っています。そのほかは出先の職員とか、ほかの職員だけで、議員は私1人でありましたけれども、私は支部の方から出ただけであって甲良町からは、議会としてはゼロでした。あと、懇親会があったわけですけども、ちょっとほかの町長さんとか、多賀町の議員さんから見たら、何だ、甲良町はというような感じでちょっと残念な思いもしております。

そこで、ちょっと提案したいと思います。

本年度は滋賀県で開かれる全国大会であります。場所は長浜ドーム、日程は3日間、11月の1週目の水、木、金か2週目の水、木、金です。県内ですので、宿泊費やその他の経費も要りません。今年はぜひ町長をはじめ、町の幹部の参加を求めていきたいと思っておりますし、今、全国ではいろいろな差別事象が多発しています。主などころでは、戸籍等の不正取得と興信所への横流し事件、土地差別の問題、依然として根強い企業の差別体質、インターネット上での差別の書き込み、このような悪質な差別事象が全国で発生している現状を知る大変意義のある大会ですので、各会、各層から参加されますの

で、町長はじめ幹部職員の多数の参加を私は求めていきたい、こういうように思いますので、この点は町長にお答え願います。

そしてもう1点、議会事務局長におかれましても、私が議員になってから4年が経過しています。その間、一度も議会で同和研修は行っていませんし、議員の中には差別の実態や現状を見ずして、その信条で発言、あるいはビラ等で、法律が終了したのだから同和行政の終結というようなことが言われています。本当に今何が日本で起きているのか、しっかり現状を把握する必要があります。滋賀県で一番早く人権擁護条例が制定された甲良町であります。やはり局長が、議長とこれから相談していただきまして、この問題解決のために議員は全員が、いい機会ですので参加して研修を深めるようお願いしますが、この点に対しては、局長、町長の次に答弁をお願いします。

○建部議長 町長。

○北川町長 今年是全国大会が長浜市のドームを含めて長浜市一帯で開催されるということは早くから聞いておりますので、その分については、今までの県外で行われたことに対しては、私もその部分はもうちょっと配慮が足りなかったかなというような思いをしておりますが、今年については、要請の方はどういう形で案内が来るのか、そこらはまだわかりませんが、私は積極的に、近いところですので参加をさせていただきたいなど。

その参加する幹部職員も含めてメンバー構成もそれなりにしっかりと調べて、3日間の分科会に分かれている中で、どういう形でそれぞれの分科会に参加するかということも含めて検討していきたいなど、このように思っています。

○建部議長 局長。

○陌間事務局長 今、議員が言われましたように、今年は近くで開催されるということでございますので、関係機関から案内等がございましたら、議長と相談の上、対応したいと考えております。

以上です。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 町長はじめ、議会事務局長から前向きな回答を得られましたので、ひとつどうかよろしくお願いたします。

これで人権課の方は終わりました、環境の方に質問をしていきたいと思えます。

甲良町の13集落の河川に、錦鯉が住める環境整備事業についてというところで、私たち呉竹むらづくり委員会は、約10年前からニシキゴイの育成に取り組んできました。ここ7年ぐらい前から産卵、育成、放流を行っています。呉竹むらづくり委員会では、同和問題解決のため、近隣地区やその他、

いろいろなところと交流を広げるため、ニシキゴイを親善大使として無料で進呈してきましたところであります。甲良町内の各むらづくり委員会や地区の役員さんが、そしてまた、町外から彦根市、愛荘町、近江八幡市、そういうところからニシキゴイをぜひとも欲しいという、こういう要望が沢山来ています。

しかし、私としましては、せせらぎ遊園こうらにふさわしいまちにこのニシキゴイを放流する、そういう環境整備事業をぜひともやっていただきたい。それをすることによって整備が進むわけですから、ごみ問題の解消、そしてまた、子どもの情操教育に、そして琵琶湖の水質浄化に、そして甲良町を訪れる人々にせせらぎの里こうらにふさわしい環境整備のために、この環境整備事業をぜひとも検討していただきたいと思いますので、これは予算関係がありますけれども、町長か担当課でも結構ですので、回答を願います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** ただいまのご質問でございますけれども、今お話をお伺いしておりますと、新たな事業整備というお考えでのご質問でございます。一応町の方といたしましては、今ほど、特に呉竹さんの方で活発に行っておられましたけども、コイの放流、これはせせらぎ遊園のまちづくりということで、一環で、景観整備事業、特に水路での景観配慮をやってきた経過がございます。その中でコイの飼えるところについて放流をされているというような実際の現状がございます。

景観水路の計画につきましては、当時、いろいろな補助事業をもちまして必要な箇所、字、字で検討された必要な箇所についてはもう完了したなという考えを持っておりますので、今のところ新規計画という計画は持ってございません。ただし、今、議員の方からありましたように、既設の水路を活用しての放流事業の拡大とか進化、継続という部分につきましては、実際のところ、水路につきましては本来農業用水の配水とか大雨の洪水対策とかいう本来機能がございますので、その部分にかかわる管理主体とか利用者、水の利用者の方との調整も十分必要になるかと思っておりますけれども、そういうことをふまえた中で、憩いの空間事業ということは、今の長期計画の中でも町も考えておりますので、内容については、具体的に内容、規模等のお話がないと返答はできませんけれども、そういう意味合いで既存の制度、今、今年度は景観整備の補修事業等の経費も計上もいたしております。内容によりましてはそういう活動を進めていただくための内容につきまして既設の制度を利用して、ご相談しながら進めたいというような考えは持っております。

○**建部議長** 金澤議員。

○**金澤議員** それで結構ですけれども、既設の、過去にむらづくり委員会で、

課長が言われましたように、そういうふうな中でコイを確かに買ってもらっています。しかし、範囲が広過ぎて鳥に全部食べられるんです、あげても。だから、2年かけて一生懸命育ててもらってもうたコイが、そういうことが全然整備できていないから、広過ぎてできないんです、鳥が入るのが。だから、普通の、今言っているように既設の河川ですね。例えば、集水ますをちょっと大き目のやつを掘削して、中へ入れる。要するに上流は川の水が流れる。その深みに対してすめる場所があったら、その河川ならテングサを張って、そういうことが簡単にできますし、そんなに大してお金もかかりませんので、そういうことを私は言っているわけであって、新しくどこかへつくれとか、そういうんじゃないんです。既設の河川を利用しながら、ちょっとした工夫で生活できるような、コイが、そういうことをやったらどうかと。それでなかったら、要望はあるんですけど、出した限り、鳥のえさにするのは忍びない。せっかくこれだけあれしてですね。

今、各町外から、愛荘町の役場からも電話がかかってきて、欲しいとか、いろいろあるんです。豊満とか、そういうところへ入れているところもあるんです。そういうところは現場を見に行つて、こういうことを指導していくとか、八幡の伊庭とか、そういうところからも川に放流している。しかし、これをするのなら、やはりテングサを張って、鳥の防鳥をしてくれなきゃだめだというふうに、それを確認してから出すようにしていますので、甲良町もまちづくり委員会とか、役員さんとか、そういうことを発信するとすぐ来てくれるんですけども、ちょっと今のままで出すとそういうことがありますので、ぜひとも検討していただき、また三百何十匹、今出番を待っているんですから、よろしく願います。

続いて、産業の方ですね。古河電工以外、企業誘致の計画があるのかなのか。これは町長に答えてもらっても結構ですし、担当課でも結構です。

○建部議長 町長。

○北川町長 企業誘致につきましては、昨年も大林さんの土地が約10万坪ございます。その件について、大林さんの本社の方にも寄せていただいて、湖東三山のスマートインターが25年度末には開通するというようなことから、利便性がよくなるというということで、ぜひともそういう話があった場合は協力してほしいというようなお願ひに行っております。その返事は、そういう企業があればぜひとも協力はさせていただくというようなお話で、実は甲良町のその部分と隣に愛荘町の山があります。隣の愛荘町の村西町長と2人で県の土地開発公社やら、県の誘致担当の部署やらも含めて、滋賀県東京事務所も含めて、いろんなところに企業誘致についてお願ひ、情報交換ということで動くは動いておりますが、今現在のところはそういうお話が出て



きていないというようなことが現状かなと。

土地としては、先ほど言われました古河A Sさんの1万坪、約32反、これがこれから埋め立て工事がされて、3階建ての全部で2万平米の工場を建てられるということで、多分話を聞いていますと、将来的には400人ないし450人の従業員の確保というようなことで大幅に本社機能を大きくするというような方向で今取り組んでいただいておりますので、その部分は新たな企業誘致に匹敵するような大きな規模かなというふうには思っておりますが。

あと、遊休地としてあるのは、今言いました大林の土地以外は、あと1万坪、1万1,000坪、個人が所有しているので、もう売却したいという土地はあります。しかし、そういう企業の進出の情報が今のところは来ていないのが現状で、今言うた1万1,000坪の個人所有と約10万坪の大林さんの土地、甲良町にとっては唯一それが企業を誘致する中で提供できる土地かなというふうには思っておりますが、そういう情報が、議員の皆さんにも情報がもしあれば、ぜひとも情報をいただきたいなというふうにも思いますし、我々も目いっぱい、いろんな部署なりに積極的に誘致の宣伝はさせていただいているというところです。

○**建部議長** 金澤議員。

○**金澤議員** やはりこの企業誘致というのは、雇用の問題もありますし、甲良町の人口の減少にも歯どめをかける、そういう意味で町長にこの問題、積極的に取り組んでいただきたい。

次、最後の入札について質問いたします。

一般質問にも書いていますように、過去10年間に町外に本社を移転した数は何社あるのか。2点目は、年度別の移転の推移と原因は、なぜ本社移転に至ったのかという、その辺の説明をお願いします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** ご質問の内容でございますけれども、入札担当課として指名届けの関係で調査いたしました。大変申しわけございません。過去10年というお話でございましたけれども、資料の方が10年前まで確認できない部分がございます、過去5年ということで、本社の方が営業所に変更というのが6社ございました。年度別では、平成19年より1社、ゼロ、1社、1社、3社ということで、5年間で6社減でございます。

ただ、議員の方からのご質問の内容に的確にお返事はこれでできているということは、ちょっと判断しかねるんですけども、例えば指名願いの総数でいきますと、これは廃業された方なり、指名を断念された業者さん、小さい業者さんもいっぱいおられると思いますけど、その数の推移を見ますと、こ

こ過去5年間で23社減、指名願いの件数は減っております。今ほど言いましたように、これが実際の数字と合致するものではないと思っておりますけれども、甲良町への指名願いの流れとしてはこのような状況です。

原因につきましては、これは事業主さんの方の判断でございますし、理由等を確認するシステムにはなってございませんので、個々に違うものがあると思っておりますので、私の方では把握はできていない状況です。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 移転した数はわかりました。

しかし、2点目の原因はというところで、わからないということが言われていますけれども、私が過去に移転するという情報があって業者に確認とか、いろいろ聞いたところ、甲良町は甲良町に営業所を置いても指名してくれると。本社が甲良町にあってもなかっても一緒やと。これで彦根市に持っていく、あるいは多賀町へ持っていく、愛荘町へ持っていく。甲良町は営業届けを出しておいたら甲良町は指名してくれると。それより多賀町や彦根市や愛荘町で指名を沢山もらった方が、受注率が高くなってくるで、やっぱりそっちへ持っていくと。これが原因ですよ。

だから、指名の仕方に問題があるで、こういうふうに業者の移転が多くなってくる。ということは、行政が地元業者の育成をしっかりとこなかった、守ってこなかった。これが原因です。

それで、今後の方向性として、これから総合評点方式で今やっているように持っていくのか、あるいは別の、新年度から変えていくのか、その辺が行政はどういうふうに考えているのかわかりませんが、もし総合評点方式に持っていくのならば、現行のように、やはりこういうことを参考にしてほしい。

隣の多賀町で指名審査基準で主観点アップの制度を取り入れている。ということは、地域に貢献することによって点数を加算。今までの指名審査会の中でP点プラスこの制度を加算していくと、こういうふうな制度をとっているんです。これはどういうことかということ、地域に貢献することによって点数を加算、地域貢献度認定で30点、町道および国・県道の除雪協力で30点、多賀町の公的機関の参加協力で10点、多賀町消防団および地域自警団への協力で10点、人権問題研修会への参加および自主的な取り組みにいろいろ加点されるようになっていると。

以上のように、地域に貢献することによって点数が加算される。これは行政にとっても企業にとってもプラスになる。ということは、官産が一体となってまちづくりができる。このような制度を甲良町も利用したらどうかと私は思うんですけれども、ちなみに、県で美知メセナ、そしてエコフェスタ、こ

これはこういう制度を取り入れて、美知メセナは企業が県から金をもらう。しかし、その手続はものすごい複雑になっていますので、同じく道をきれいにするという意味で一緒ですけれども。

そして、もう一つの方は、エコフェスタの方は、これは業者が無料で県道、県が認定している県道、それを側溝を含めて道路のごみ清掃、そういうことをやった場合に15点、経営審査時点で15点プラスされる。この15点というと、1級の土木施工管理技士で管理技士1人の点数と値するだけの点数があるんです。だから、滋賀県で全県域にわたってこれが徹底している。あいていところがないぐらい業者が、みんな私もやりたい、私もやりたい。業者負担のエコフェスタの方が多いんです。

甲良町も今年のように豪雪で悩まされることがあったら、こういう制度を利用して、そしたら各地域、13集落があります。その中で町道認定したところを、それを除雪協力してもらおう。それを無料で、もちろんエコフェスタの方で協力してもらおう。金は要らないから。それによってP点を上げていく。要するに加点方式を持っていく。こういう方式を、除雪だけじゃなしに、道路のごみの清掃とか、そういうものを含めてぜひ取り入れてほしい。総合評点方式でいくならば。これは県もやっています、多賀町もやっていますので、いろいろ参考にさせていただいて、ぜひ取り組んでいただきたい。

これから本格的な質問に入っていきます。

今後、今いろんな指名を甲良町が出されていますけれども、地元業者育成については、行政としてはどう思っているのか。そして、新年度から入札制度を見直すのか、見直さないのか、現行のまま行くのか。3つ目は、指名業者はやはり地元業者優先にしてはどうかと。私、先ほど言いましたように、総合評点方式ならば、多賀町とか県のように加点制度を設けるのか、この4点、ちょっと質問したいと思います。よろしくお願いします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** まず、4項目ですけれども、答弁の中で関連する項目が一緒に出てくる可能性もありますけれども、まず1点、今、地元業者育成優先という部分で、1点目のご質問でございました。これにつきましては、実は今、甲良町の方では指名競争入札と一般競争入札という格好の取り組みで参加条件を決めてやっております。これにつきましては、業者選定におきましては、土木、建築とかいう工種別、または設計金額、どれぐらいの金額やという金額別に業者のP点、先ほど言われましたP点等を参考、総合評点を参考基準にして参加の対象範囲を決めているというような状況ではございません。

先ほど少しございました貢献度加点ということで、多賀町ほどの細部には

至ってはないんですけれども、うちの場合も除雪関係の業者さんにつきましては加点方式をとっておりまして、経審のP点のみでなく、実際はそれを加点した金額での、うちの場合では審査事項評点というような名前に変えまして加点した点数での参加固定を行っております。

それと、業者選定基準の中では、地元業者さんの方に入札参加機会を多く持ってもらおうという趣旨から、ある一定の金額以下の工事につきましては、うちの場合、土木の関係は皆一般競争入札、条件つき一般競争入札ということで、指名競争入札は今年度から取り入れていないわけなんですけれども、その条件つき一般競争入札、条件の中に甲良町内、準町内の業者だけで範囲ですよという条件を設けてやっております。これにつきましては、土木、建築、舗装、それぞれに業者が違いますので、金額はそれぞれに固定しているものなんですけれども、それ以下については地元の業者さんは、今のところは参加いただかなくても甲良の中で技術力にしろ、数にしろ、沢山おられるということでその方式をとらせてもらっております。

また、ある定額以上の業者の選考につきましても、地元業者さんにつきましては別枠ということで、町内、準町内業者さんにつきましては、町外の業者より少し高いランクの工事に入らせていただけるように、今現在の対応は進めていると。これが今現在のうちの方針ですし、地元優先、地元業者への参加機会を増やすというような内容をやっております。この細部につきましては、甲良町ホームページの方に掲載はしております。見ていただけるような状況での掲載は行っております。

先ほど言われました総合評価方式という部分もありますけれども、基本的には、大きな入札の中では指名競争と一般競争、広く公表して、私が手を挙げますという方式の方にだんだん変えてきているというような状況です。

4点、ご質問があったんですが、大体触れさせていただいたと思いますけど、申しわけないです、以上で。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 多賀町を含めて豊郷、犬上3町の中で甲良町だけがほかのところから業者から指名を得ている。多賀町は、こういう制度を設けながら地元業者をがっちり守って行って、そして、町に貢献したら地元業者ということで本当に業者を擁護している。しかし、甲良町は、準本社扱いをしながら入れていっている。今、公共事業が抑制されて本当にないときに、言わせてもらえば、建設業は、私の記憶では37%ぐらい、何年も、ずっと前ですけど、37%ぐらいは建設業者であったわけです。その中で本当に甲良町の基幹産業というぐらい建設業は言われていたわけです。その建設業者が甲良町の発注する工事がそんなによそより多くない。年間、建築も土木も入れて、彦根

市ほど多くも何もない。それなのに他町から入れることは、これは本当に論外だと私は思っています。そのため、やはり豊郷や多賀町のように、指名は地元業者、特殊な工事を除いて。工事が大きくなったら細分化していく。そういう方法をぜひとも取り入れてほしい。それでなかったら、全部本社は移転して、残っている業者は他町の業者から見積を幾らしても、入札に参加してもらったら、それだけ受注率が減っていくわけです。競争率が高くなっていく。その点も十分考えていただき、やはり地元業者優先で新年度から、途中から制度は変えられませんので、新年度からぜひとも地元業者優先と、こういう方法でやっていただきたい。それでなければ、この公共工事が少ない中で業者はつぶれますよ、本当に。やはり建設業が活性化しなければ、日本の経済もよくなるしないし、そういうことも含めて甲良町もしっかりとこの問題に取り組んでほしい。それは回答は町長ですので、これは別に、町長に意図的にやっているとは思っていませんけれども、選挙のしこりはないと思っていますので、そういうことを全然無視して、しっかりと私の要望を聞いていただきたい。そういうように思っていますので。

○**建部議長** 答弁を求める。

○**金澤議員** 町長に答弁を求めます。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** 金澤議員のおっしゃることは、よく理解はできます。ただ、今年も総合評価方式で、点数で、地元業者の建築も含めてたしか700点までは建築の場合も5,000万までは地元業者が入れるような形で4,000万から5,000万に上げたと思うんですよ。それで、できるだけ地元業者で一般競争入札ですけども、条件付きの一般競争入札で今度の建築の方も何とかできないかなというようなことも考えたりもしております。

したがって、今後も仕事の絶対量は、これは年々減ってくることは事実なんです。今現在、今年の予算で皆さんもご承知のとおり、せせらぎの里の西側の道路整備、改良工事も、国の方が滋賀県に対して補助金を大幅に削減をしました。県が要望している額が87億、それに対して国から33億しか来ないというようなことで、県道整備、市道整備、町道整備が大幅に皆それぞれの自治体減額になったということによって、それで仕事の量がなおさら減ると。道路整備はできないというようなことで、私のところの旧県道と池寺下之郷線の町道までの600メートル、これも工事が半分でとまってしまふのと違うかというような懸念もしております。

したがって、仕事が少ない上になおさら補助金の減額というようなことになると、さらに仕事が少なくなるということで、本当に申しわけないですけども、仕事をどんどんどんどんこれから増やしていくという時代じゃなく

て、逆に減ってくる中でいかに地元業者に仕事をしていただけるような対策を取るかということぐらいしか、今のところ私の方としては答えが出てこないということでございます。よろしくご理解いただきたいと、このように思います。

○**建部議長** 金澤議員。

○**金澤議員** ちょっと町長答弁、ちょっとピントが外れていると思うんですけど、私が言っているのは地元業者、そこまでは合っているんです。仕事が減っていく。これから減っていく仕事を町外の業者に指名をしないで地元業者になるべく、こなせる仕事は地元業者に指名をしていく。そういうことを要望しているんです、私は。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 私どもの方の思いとして、先ほど数字的なものは説明は省きましたけど、ホームページでやっているということで。今年度からは土木の場合1,500万未満、建築の場合は1,000万未満、舗装の場合は500万未満、これは町内、準町内のお話は先ほどありましたけど、それを別にして町内、準町内の人だけにやってもらおうと。あと、町外からは入らないという、よそより地元の方に枠を広げているという自負をしているものがございます。

今後、どのようにこれは変わっていくかということはあるし、一般競争入札に流れとしては全部来ておりますので、私どもの方としましては、当然町長がありましたように、工事量は減っています。一般競争入札のメリットとしては、技術力なり、そういうパソコン力なんかを上げて、どこの地区にも入っていけるというメリットがございます。甲良町の場合は、私、ちょっとデータ、先ほどの議員の内容と違いますけど、最近のデータで見ると、建設業の就業率、約16%という格好で、よそ、近隣4町と比べると7%前後で倍以上あると。こういうのは、確かに業者さんは多いということは間違いございませんので、よその工事をできる技術力をお持ちやと思っておりますので、その方にできるようなお取り組みもぜひお願いしたいというような思いでございます。地元業者が入れる体制には審査会の方で大分協議をつくれているのではないかとこのふうには思っております。

○**建部議長** もう締めてください。

○**金澤議員** 終わります。

○**建部議長** ええで。あと、最後、締めてくれたらええねんで。

○**金澤議員** いろいろ教育全般から入札の件まで、いろいろ質問しましたけれども、やはり町長をはじめ、地元でできることは地元でできること、そしてまた、町民の願いがいろいろありますので、その点は十分意図あるところを

おくみとりいただきまして、前向きな検討を今後ともよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**建部議長** 金澤議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

(午後 3 時 5 0 分 休憩)

(午後 4 時 0 5 分 再開)

○**建部議長** それでは、再開いたします。

次に、8番 丸山恵二議員の一般質問を許します。

8番 丸山議員。

○**丸山恵二議員** それでは、一般質問をさせていただきます。

入札制度について、ほとんど先ほど金澤議員が聞いてくれたんですけど、まず、僕の場合、審査会について、甲良町では審査会のやり方というのは、中身がちょっと知りたいという声を聞いたので、審査会の内容をちょっと聞かせてほしいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 審査会につきましては、甲良町建設工事契約審査会規程というものが定めております。その中で、構成しております組織につきましては、会計管理者、建設課長、水道課長、産業課長、人権課長、それと事務局であります企画監理課長の計6名が町長の委嘱を受けまして契約審査会という組織が構成されております。

この審査会につきましては、所管の事務といたしましては、契約に係る入札の方式の検討、また、一般競争入札の参加者の参加資格の設定の審査、指名競争入札の参加者の選定、契約事項等に違反した関係業者の処分に関する審査等が主な内容として行っております。これは、基本的には毎月月初めに定例的に行うということの基本にしております。特別な場合は随時調整をして行っているというようなことで進めております。

○**建部議長** 丸山恵二議員。

○**丸山恵二議員** 今聞いたことは、大体わかったんですけど、大体というか、基本的にはわかったんですが、僕が聞いている審査の基本というか、どのように業者を選定しているかというのは、この間、西小学校、エレベーター工事にかかわっていた業者さんですが、あれは篠原の、細かい小学校の名前は言いませんけど、篠原の方の小学校の工事で失敗をしている業者であって、ちょっと大問題、南の方では結構問題になっている業者さんだということを聞いたので、その辺はやっぱ業者としてはそういうような内容を、まだ最近のことですので知っていたのか。行政としては知らずに入った中で審査をして入札に入れたのかということをお聞きしたいです。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 申しわけございません。今、具体的なお話になりましたので、ちょっと手元のデータ、資料等は持っていませんけれども、基本的に一般土木ということじゃなしに、特殊工事として行う工事につきましては、前例等を参考に担当課の方で、この業者さんというような選考が行われて、それを審査会で確認するという業務が多々あります。今の場合、エレベーターということですので、もしかしたらそういう、そのときに当然議員さんの方からありますように、問題があるというような行動を認識しておりましたら、それは議論になったかと思うんですけれども、今回は、申しわけございません、それはおそらく情報として十分入手できていなかったのではないかと思います。

○建部議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 これは、テレビなど、新聞などでもやっていたことで、大概知っていると思うんです。だから、それに関して知っている業者さんが甲良町ではそういうような失敗というか、した業者として知っていながら、でも、まだそういう仕事を甲良町では参加させている。極端に言うたら、そんな業者であってもまだ入札に参加できるのかというようなことを聞かれたので、そういうような基準として行政側は知らなかったということは、町内業者であればある程度のことはわかりますよね。町外に関しては、そういうことが後で聞いて、工事が始まってからのことですので、知らなかったと言うたら、正直そこまで。けど、そういう審査会という場を設けてやっているなら、今後そういうようなことをきっちり、もうちょっと詳しく調べた結果で、今回はちょっと悪いけど、そういう事例を聞いたもので今回はちょっと遠慮してくださいとかいうことが言えるんじゃないかなと思うんです。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 ご指摘のとおり、指名停止等が県がかかっておる業者については、そういう情報はすぐ入手いたすところでございますけれども、ほかの情報につきましてもなるべく把握できるように今後努めていきたいと思えます。

○建部議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 今の答弁で大体わかったんですが、知らなかったということはわかりましたので、今後、審査会を開いている、ある中で、そういうようないろんなことを、情報入手してきっちり。ただ、その業者が失敗したから全然だめな業者だというわけじゃなしに、失敗したら2回と同じ失敗はしないと思ってしっかりやってくれているかもしれないんですけど、そういううわさを聞くと、ちょっと安心できない部分があるので、そういうことをちょっ



と聞いたので、これからどうぞ審査会には詳しく、町外業者に関しては調べると言う失礼ですが、よく情報を仕入れてほしいなと思うんです。

先ほど金澤議員が大分聞いてくれたので、詳しいことを言うんですけど、地元業者育成のため、先ほど金澤議員も言うておりましたけれど、地元業者が本社を近くの、何べんも言うようですが、多賀町の方に大分移転して、本社を多賀町の方に持っていつている業者さん、彦根市、愛荘さん、いろんなところで本社を移動しております。ということは、本社移動しているということは、誰か1人は町内から籍を持って町外に出ていつているということなんです。当然、今、7,500人弱の甲良町の町からさらに人口が減っていくわけですね。このままでは地元業者育成のために、先ほども答弁は大分聞いたんですけど、何かここで食いとめなあかんということは町としては考えておられますか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 今ほどの本社移転に関する課題といいますか、問題ということに関しましては、今年度計画整理の段階では、ちょっとその議論をできていなかったのは事実でございます。したがって、それがどのような影響があるか、今後、来年度の政策決定にあたって必要な検討事項であるかというのを、また契約審議会の中で、今年度につきましては制度も確定されておりますので、どのような影響なり、デメリット、メリットも含めまして、ちょっと相談はかけてみたいと思います。

○**建部議長** 丸山恵二議員。

○**丸山恵二議員** というのは、先ほど細かいことで言いますと、金澤議員が聞いてくれたことにまたかぶるかと思うんですけども、近くの多賀町のことを言いますが、先ほども言った、商工会に加入してもらって10点、環境協会に加入して5点、先ほども言ったように、除雪作業に関して30点という点数の加算をされる。そこへもって本社を、今年度いきなり持っていつても3年間は入札に入れてもらえない。3年間は仕事がもらえないということですよ、持っていつても。それなのにそこまでして町外に出ていくという現状は甲良町としてもとめなければいけないというのは、そこまで今残っていて、先ほど金澤議員も言いましたが、甲良町に今残っている魅力がないということだんだんだんだん、このままいくと人口の減ることにつけて業者さんも減っていく。となると、今年のような大雪は何十年に一ぺんか知りませんが、ああいうようなときにいきなりどさっと降ると、除雪してくれる業者さんも少ない。そうになると、いざ、通勤通学の時間というのは一緒ですよ、どこでも。一斉にかかってもしてくれる業者さんは少ない。当然行くのが遅れます。そんな状態がずっと続けば、ますますやめていく一方。減って

いって町が困難するだけですよね。そこのところをひとつ。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 今ほど具体的な内容で除雪の関係のお話がありました。確かにこれは道路所管をしている部局からも聞いてございますし、業者さんの方でも地元の現場、防災なり、緊急・救急のため、通勤通学もありますけれども、基本的に幹線町道については早急にあける必要があるということで業者さんの方には大分無理もお願いしているというようなニュアンスで認識はしております。その業者さんにつきまして、今後減ることがないように、どのようにしたらええかということも含めまして、ここで特効薬の答弁はできませんので、またそういう課題があるというご意見をいただいたということでちょっと審議会の方でもそのことについての議論はしていきたいと思えます。

○建部議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 前向きな検討をしていただきたいなと思うんです。そうでないと、ますます業者が減る中、やっている方も疲れる。やっぱり疲れるといらいらする。そういうような中で、行くのが遅れるたびに、こっちは一生懸命やっているのに、行った時間が遅いからに関して怒られる。こういうものがつきものですので、その辺を何とか、どうぞこのままでなしに何とかええ方に考えて、お願いします。

今後の方向性について、先ほども言われました一般競争入札は、別にそれはそれでいいと思うんですが、このままの状態ではますます、先ほども言ったように、地元業者が少なくなり、今の対応についていけない。正直言うて、これは先ほども企画課長が言うてはったように、どこでも、どこへ行っても町内業者が対応できるようなためにとという意味はよくわかるんですけど、まだアナログ状態、昔の古い親方、正直いますよね。例えば、それがあと3年、5年だけ頑張りたいのやという業者さんもいます、正直言うて。その後、2代目の息子さんがいて、パソコン関係の立ち上げができて、それは確かに伸びていくためには、先ほど課長が言うたことにはいいと思うんですけど、例えばあと3年、5年だけ、これは極端な話ですけど、頑張っこのまま続けたいなという業者さんもいるんです。

先ほど課長が言うたように、地元業者だけの少ない、小さい金額でもいいんですが、地元業者にたとえ1本でも仕事もらえるように、潤えるように、そういうような制度を、小さな金額の仕事でもいいですから、そういうようなのを優先的に地元業者に当たるようにお願いしたいんです。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 先ほどとちょっとダブる内容になろうかと思えますけれ

ども、地元業者だけでの枠というものを定めております。ただ、今、議員の方からありましたけれども、入札の方式、内容につきましては、ここ、依然はずっと指名競争ということでここへ来てください、札を入れてくださいという方式でしたけれども、国・県を含めまして一般競争入札と。入札情報についてはパソコンで流れると。それで、自分に合ったものについては参加申し込みをしていただくと。この方式につきましては、それを戻すということとはできないと考えております。

今言われましたお家事情の中で、小さい業者さんでパソコン等について云々というお話もありましたけれども、その部分につきましては、少なくとも最低の、土木としての会社を立ち上げておられる最低の内容としてそれだけは熟知していただいて、枠はそういうふうに町内、準町内と限られた金額についてはこっちも固定しておりますので、その中に参加意思の表明をして入っていただきたいと。町長の方からありましたように、正直なところは、工事件数はそうあるものでないと予測もしておりますので、他町へのことも含めまして、そういう取り組み、企業力アップも含めましてご検討をお願いしたいと思っております。

○**建部議長** 丸山恵二議員。

○**丸山恵二議員** 課長の答弁はよくわかるんですが、先ほども言うたように、極端な話ですが、3年、5年、息子まで行かずに自分の代で終わりたいなという業者さんもあるのは事実なんです。そういう人は今から急に、アナログからデジタルに変えると言っても無理なんです、正直言ってね。実質。確かに今後の、これからの世代にしたらそれが常識なんですよ。一般競争入札が。僕も先ほどから言うているように、これはいいことだと思っているんですよ。町内の業者が町外でも活躍できるためには1つの、甲良町でなれたらよそへ行っても通用できますよね、先ほど言ったように。そのためにはええことなんやけど、今、2代目か3代目になるか知らないけど、跡を継いでくれる人がいないなら、たとえあと3年、5年頑張りたいなという人は、正直言うてやめなしようがないと。こういう声を聞くんです。やめなんたらやっていけへんと。やめられる業者は、正直言うて、こんなん言うたらあれやけど、やめられる人はいいんですわ。中にはやめたいけどやめられないという人もいるはずなんです。そういう人は、できたら小さい金額で、地元業者ができるような仕事は今までどおりの入札制度で何とか無理なのかということを知られたので、こうやって今日聞かせてもらっているんです。全然それは無理やということですね。わかりました。最後に一言だけ。もう絶対無理ですか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 以前の方式に戻すということは、現在考えておりません。

建設業におきましても、建設業協会等の組合もつくっておられますし、その中での内容、また、具体的な方法論につきましても、町にも職員がおりますので、その部分についてはご相談もお受けする格好でいきたいと思っておりますので、ただ制度についてはちょっと戻すことは無理と考えています。

○建部議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 何ともならないことに対して、ならへんものは幾ら言うても無理なんですけど、極力何とかいける範囲で、どんな小さな仕事でも回れそうなことがあったら、例えば、町外業者にとっても、こういう地元の下請さんがいますよという紹介だけでも、せめて、こうなったらお願いしたいなと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

最後の質問になりますけど、中学校の通学路の変更について、お願いします。というのは、先ほど、昼前かな、阪東議員の方からもありましたけど、ここ最近、あちこちでテレビなんかを見ていますと、通学時間に、あれは違法と言うたら違法な、殺人行為みたいな事故が多いんですけども、通学の時間帯、子どもがいっぱいいる中でこの町内であってはならないということをおもうので、僕らも年に1回ですが、交通安全の日に、そこの役場前の交差点で立ち番をさせてもらっていると、天気がよくても、正直言うて1人が歩くのがせいっぱいの歩道、大体歩道自体も狭い、学校の周りには。狭いと思うんです。天気がよかってもそんな状態。たまに雨が降ったときなんか、傘を差してくる自転車なんかを見ていますと、それでも横に、1列になればいいことなんですけども、1列であっても傘を差したら歩道からはみ出ているような状態、こんな状態ではまともに歩いていても事故が起こりやすい状態だと思うんです。

これは、僕らがまだ中学校へ通っているときのことなんですけど、かなり昔ですので、まだその役場前から八日市へ向いての今の肉屋の加賀屋さんまで、あそこから先が道路がなかったんですね、昔は。だから、交通量ももちろん昔は少なかったし、今ほどこんな多くもないんですけど、そういう面では安全でした。その中で、今、近くの犬上3町の中の中学校の周りから比べますと、甲良中学はまだ恵まれていると思うんですよね。周り、中学校の四方八方の道路がついていますよね。これは多賀町でも、豊郷町でも、この近く3町ではないことなんです。その点は、甲良町の場合はまだ恵まれていると思うんです。だから、今即今、そこの交差点改良をやってくれと言うてもすぐできることではないので、通称、僕らのときに言った宮平さん、役場から八日市へ向いて下がったところに横断歩道がありますよね。昔のように、せめて東学区から通学される子どもたちは、あそこを利用して、前みたいにグラウンドの方から学校へ入っていく。例えば下之郷さんとか、尼子さんの方の方

から来る場合は、今は体育館になっていますけど、昔はプールがあって、あっちの方からも裏という感じで入れたんです。正直言うて、正門の前に歩道がないのは事実なんですよね、甲良中学の場合、歩道がないのにわざわざ歩道のないところから入っていますよね、みんな。そういうルート変更は考えてもらえませんか。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 中学校の通学路の変更ということでお答えします。

最初におっしゃってくださいましたように、小学校と同じで、中学校の生徒も安全のことを一番に考えていきたいなということは思っております。それから、ちょっと現状をお話しさせていただきますと、東学区の生徒のほとんどは、今、後半おっしゃっていただいたミヤヘイさん、伊藤自転車屋さんの横断歩道をほとんどは通っているんです。そして、グラウンドの方から入っています。

ところが、この役場前の信号、危険箇所の一つとして一番に挙げてはいるんですけど、そこを通過して、横切って中学校の前を行って、おっしゃるように正面玄関から入る生徒もいます。それは、数から言うとちょっと少ないんです。

といいますのは、北落の生徒、それから横関、それから1年生の生徒が信号をわたって正面玄関から入るのがちょっと多いんです。といいますのは、1年生の生徒が自転車を置く場所が、中学校の一番西の北側、要はプールの、あそこの端っこにみんな1年生が持っていかなあかんのですよ。だから、信号をわたって、学校前、ちょっと細いですがけれども、あそこに行って入るといって生徒が多いんです。

おっしゃっていただきましたように、全部がミヤヘイさん、伊藤自転車屋のところの横断歩道をわたって、そしていったん中に入るとなると、また中は中で、あっち向き、こっち向きの子が交差をして危ない。あの狭い自転車庫の中で行き違いをせんならんというような状況がありますので、おっしゃっていただいたことをもとに、中学校の方に言いまして、より安全にするにはどうしたらいいのかということを考えてと思います。

また、そして、今、文部科学省の方からも学校とか教育委員会だけではなく、警察署の力もお借りして、あるいは道路管理者である建設課の方とも一緒に合同で様子を見て、どういうふうにしていくのが一番いいのか。なかなか予算的なことも絡んでくるとできない部分もありますけれども、そういうハード面的なこと、そして、生徒の流れることを考えて、より安全になるように考えていきたいと思えます。

○建部議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 先ほども言うたんですが、僕らも正直言うて生意気なことを言えるのは、1年に一ぺんだけ。1年に一ぺんだけということはないけど、交通安全の時期に立たせてもらっている中では、見ていると、たまたま天気も悪かったせいもあったんですが、どうしても自転車に乗って来る人は傘を差してももちろん来ますよね。傘を差して来ると、狭いところではもちろん1列にはなっているんですけども、ぱっと広い道に出たら、散髪屋さんから正門を向いていくと、ちょっと広うなると2列になったり、これは言わなあかんことなんですけど、ああいう状態が続くと、車も気をつけてもああいう状態になるとひっかけられる状態というかね。今言うているように、ミヤヘイさんのところの横断歩道からも東学区の人が通学で入ってはるんやったら、例えば、今の横関の方から来て、旧道から大きい交差点へ出てこんど、今、カラオケ屋さんになっているのかな、生コン屋さんの前の二また、あそこからせめて東学区、横関、今、北落、金屋さんの人であつたら、あそこからせめて旧道というか、神社の裏からミヤヘイさんのところへ行く方が、朝にしても夕方にしても車通りが少ない。あそこの横断歩道にさえ、朝先生が、ちょっと手間ですけど立ってもらえたら、やっぱりぱっと旗を出してくれたら大概の人はとまってくれると思うんです。子どもが横断するという時間帯ですのですね。

そういうようなのを兼ねて、今、即今、交差点改良を、先ほども言うんですけど、急にやってくれと言うても、それは予算のことで、金がかかって、土地の買収からという、それは急には絶対、いずれはやっていかなあかんと思うんですけど、無理な話だと思うので、極力ミヤヘイさんの前から、横関から来はっても、北落から来はっても、そこからグラウンドに入っていけるように全面的にお願いしたいなと思うんです。

言うている、僕ら、正直記憶がないんですけど、1年生、2年生、3年生の自転車置き場が違うというのは、そこまで僕も記憶がなかったんですけど、極力、それは中へ入ってからのことですので、中へ入ってから、グラウンド、職員室前、裏というのかな、あそこを通って行けんことはないんですやろで、そういうような形で移動してもらおうようにして、極力安全なルートを考えてあげてほしいなということをお願いしたい。

というのは、先ほども言うたように、京都の通学の時間の事故でもそうなんですけど、歩道がなかったんですよね。歩道のないところで、結構朝通勤とかで車がよく通る時間帯。あれはたまたま無謀な運転手であったのはあれでしたけど、常に車通りの多いところで、信号機もなければ、真ん中のセンターラインもなければ、スピードの出し過ぎる時間のないときという、これは働いている人にしたら早う行けばいいんやけど、余裕を持たない人もいる

んですね、これは正直なところ。そういうような面から言うて、先ほども言うけど、甲良中学の場合は四方八方に道路があって、その中に学校がある。この時点では恵まれていると思うんです。より安全な面での通学ルートを考え直してほしいなど。これはお願いします。どうぞよろしくお願いします。

議長、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○建部議長 丸山恵二議員の一般質問が終わりました。

次に、3番 西川議員の一般質問を許します。

3番 西川議員。

○西川議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、せせらぎの里についてなんですが、前回も申し上げておりますが、何かにつけてうまくいくようにと心配しているものですから、いろんな観点から質問させていただきたいと思います。

まず1番目に、国交省の道の駅に認定されたという中で、資料提出を求めました。これ、いただいたわけですが、これだけなのか、認定にあたって附帯条件とか条項は何もなかったのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 お手元に登録申請書ということで、基本的には施設の概要を含めての内容が主です。一応詳細にということですので、駐車場というのは24時間使用可能が条件と。それと、公衆用のトイレということ、これも24時間使用可能というのと、公衆電話についてもそれです。それと情報コーナーということと、うちの場合は地域振興施設を入れているというような内容で、営業時間については9時から6時までというようなことで、休業日については12月31日から1月3日というような内容でございます。

地域振興施設についての地場産品の展示販売コーナーということで、農産物加工所、また多目的広場、情報休憩コーナーについては、休憩コーナー、また情報提供施設、それと自販機のコーナーというような内容になっているところでございます。

それと、施設の位置図、また配置図というような内容が具体的でありまして、それについての内容が、一部ほか、あるんですけれど、それに伴う内容のことだけでございます。

それと、この申請はお手元に書いてありますように、24年1月20日付で登録申請を行って、3月26日登録ということで、5月10日に登録証の伝達一式をいただいたというような内容でございます。

以上です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 これは読まれたただけなんですけど、それ以外の附帯条件、条項は何もなかったのかということを知りたいんですけど。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 今ほど説明した内容に伴うことだけで、それ以外のものについては特に確認されている内容が重きでありますので、ありません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 こういうことだと、今、駅長指名が未定になっていますということで、認定になったという形だと思います。先ほど濱野議員も質問されていたと思うんですけど、トイレがいいのができたとは思いますが、ちょっと考えますに、観光バスが入ってきたり、何かしたときに、いつときにおばさん連中がばさばさっとおりてきたときに雨が降るといふようなときだと、ちょっと退避する場所がないんじゃないかなと、雨宿りしているといふようなことがちょっと気になります。その辺のところは今後の課題だといふふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、第三セクター方式での株式会社をめざしているという前のご答弁がございましたが、それが今どのようになっているかというところで、先ほどの答弁にもありましたが、町、JA、商工会というように形でお考えになっているようなんですけど、紆余曲折しているようなところも伺っているところですが、生産者はどういう立場におられるのかというようにことと、JA、商工会がもし入らなかった場合、生産者が大分いろんなことをおっしゃっているようなことも伺っていますし、そうなった場合、町独自でやられるのか、その辺のところをひとつお尋ねします。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 先ほどの他の議員さんにも申し上げたんですけど、とりあえず甲良町、またJA東びわこ、甲良商工会ということで株式会社的な取り組みということで準備を進めていきたいということで、設立準備委員会の取り組みをまずやっていきたいといふように考えているところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 一番心配なのは、時間切れが一番心配なわけですけど、これは時間切れになっても構わんのかという問題もあるんですけど、JAと商工会とは、今どのような交渉になっているんでしょうか。生産者はどのような反応を示されているんでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 今、これからということ、事前に連絡等だけさせていただいているということで、JA東びわこさんと商工会さんについては今後事務レベルでの話という段階で、まだ入り口の段階でございます。



それと、組合員さんについては、出資についてはという、ちょっと疑問的などころがありますので、今のところは入っておりません。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 入り口論だということなのですが、これも速やかな感じでやっていかないと、時間切れというのが一番心配になりますので、その辺のところを、問題点を早く洗い出した中で進めていっていただきたいと思います。

次に、駅長人事の話なのですが、これは、私、去年から言わせていただいておりますが、どうなったかという報告を求めたいんですが、先ほどもまだ決まっていらないというような答弁がありました。決められない理由は何なのかと。何が問題になっているんだというところの答えをいただきたいと思います。

○**建部議長** 産業課長。

○**米田産業課長** 運営会社の経営方針に大きくかかわるということで、駅長については、先ほど言うた設立準備委員会の段階において三者で協議をしながら人材、また人選方法など、設立協議と併せて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** いつまでもそんなことを言うていても何ともならん話だと思うんですけど、生産者の方もいろんな物事を決めていかないかんという形の中で、生産組合委員の中の所長さんも困っておられると思うんですが、何かを決めても誰かに覆されるというような問題とかも起こっているわけですよ、現実には。その辺のところやはり駅長が決まって、それからまた覆されるというようなことになっていかんわけですから、そこを早くしてやらないとどうにもならないというふうに思います。それが先ほどの濱野議員も指摘されたと思いますが、行政側の担当者が毎年毎年かわっていると。今年は2人もかわられたというような形で、余計停滞しているところも見受けられますので、その辺のところを早く方針を示して、町民の皆さんも駅長はどうなっておるんだらうなというふうに思っておられますので、その辺、今おっしゃっているような話じゃなくしてやって進めていただきたいというふうに思います。

それと、1つ、直売所の関係での新聞でのネタなのですが、私も行ってきました、現実には。山口県の萩、吉田松陰のところの萩しーまーとという道の駅があるんですけど、その駅長さんが滋賀県の人なんですよね。これ、公募で一番最初からやられて、平成11年か、オープンして11年目の道の駅なんですけど、当初からその方が公募でなられていると。54歳の方ですね。その辺の年間売り上げが、これはちょっと論外な話になりますが、9億6,

000万というような売り上げを上げられている道の駅長さんをされているわけなんですけど、そういう、甲良町の場合はそこまで行かないと思いますから、当面は。それでも意欲のある人を公募するとか、いろんな指導者のアドバイスは受けておられるんだと思うんですけど、その辺のところを積極的に取り入れていくような方針の中で、私は、町長もおっしゃっていましたが、JAの人だとか、スーパー上がりの人だとか、そういう人でもやはり早く見つけないとどうにもならないというふうに思いますので、そこを肝に銘じた中で行政は進めていっていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 参考に検討していきたいと思います。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 次に、3月以降の組合員数がどのように増加しているかと。4月、5月という形なんですけど、どのような状態になっていますか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 3月末で108名ということで、以前報告させていただいていると思うんですけど、5月末現在において5名の新規加入者がありました。町内会員が4名、町外会員が1名ということで、トータル的には組合員数が全体で113名ということで、町内96、町外17ということでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 組合員数が、絶対数がどれだけが一番適当なのかというところなんですけど、町長もお考えになっておるようですが、倍以上あっても、私は足りないんじゃないかというふうに思っていますので、その辺のところをどう協力してもらおうのかということを経営側として、生産者だけに任せておくんじゃないかと、口コミで広げるといような話じゃなくして、やはりそういう立場の人もおられるんですし、その辺のところをやっぱり甲良町内の人にやっていただくということをやらないと、このままでは地場産品を確保するという事は難しくなるんじゃないのかなと。やはり花卉、果樹とか、いろんな問題もあります。やっぱりその辺のところを、いろんなことをやってもらうにしても生産者がいないことにはどうにもならない。よそから買ってきて他町から持ってきてもらうとかいう方法もあるかとは思いますが、それでは甲良町としてやっている意味が、やはり目標からはずれているという感覚でもって行政は働いていただきたいと思いますので、その辺を指導して行ってほしいと思います。

それから、5番目としまして、3月以降の売り上げの問題なんですけど、町内生産者と町外生産者、それから端境期というような形で購入品が相当入れ

られているというふうにも思っています。その辺の3つの比率と金額、その辺、まとめていただいていると思いますので、報告願いたいのと、併せて甲良の水が今どれぐらい売れているのかということも、昨今甲良の水の話が見えてこなくなってきたんですけど、あるいは、売れているか、在庫はどれぐらいあるか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 まず、3月以降ということでございます。4月の売り上げについては271万2,730円です。町内が166万3,660円で、61.3%です。町外が57万6,570円で21.3%。直売所直ということで47万2,500円で、17.4%でございます。5月の売り上げですけれど、269万3,870円ということで、町内が151万4,870円で56.2%、町外が65万8,710円で24.5%、直売所直の部分ですけれど、仕入れも含めてですけれど、52万2,900円という数字でございます。

それと、甲良の水ですけれど、ちょっと今資料が手持ちがないので、報告は済みません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 50%は町内で占めているということだと思っておりますが、やはりこれはもっと高めていかなければいけない問題だと。購入品がなくても済むような体制が一番いいのではないかなというふうに思います。

それと、見ていますと、弁当がよく売れているというふうにも思っていますので、これが野菜やということになると、ものすごい率が下がるんじゃないかなというふうにも思いますので、やはりこの辺の問題が大きな課題として残ってくるというふうに思いますので、地元のブランドということは何らか、果樹とかその辺は今いろいろめざしておられますが、野菜についてもブランド品を考えて、あるいはまた加工品関係、直売所関係でいきますと、やはり加工品で結構設けている直売所もあるようにも聞いていますし、これからの課題だとは思いますが、何か目玉に、せせらぎの里へ行けば何かあるという目玉をやはりつくっていかないと、年がら年中あるようなものにしていくとか、何かそういうものを、人に喜ばれる、買ってもらえるというようなものを調査していくのも必要だとは思いますが、生産者には作付してもらわないかんというようなことをやっていかなきゃいかんのかなと。

それと、おやりになっているんだとは思いますが、種苗会社、種屋さんですよね。種苗会社さんと協力した中で新しい製品を甲良の土地に適したもの、野菜関係で何かないのかというようなことで、種屋さん関係でも協力を求めれば、今、種屋さんの方でもいろんな部門があるんだと思いますし、地域に合った、気候温暖とか、いろんな問題もあるんでしょうけど、滋賀県の

甲良に一番適しているのは何やということ、これはいいんだ、いいんだというようなものやっていくということが必要だと思いますし、購入品での話のところへ行くんですが、購入品は高くて悪いという、いつときそういうものがあつたようです。そこで大分もめたようですが、キャベツが1個300円で、腐りかけておつても300円やつたとか、そんな話もありましたから、その辺のところでは商品なんかを置いておけばいいんだというような形で済ませるんじゃないかと、その辺が食の安全にもつながるし、いいものの、どこで管理しているんだと、検査しているんだという問題にも当たっていくと思いますので、仕入れ品がやるのも手っ取り早い話かも知れませんが、それに頼るんじゃないかと、必死な感覚でもって直売を、生産者を直売に出してもらふんだという方向性を持っていかないと。その辺が生産者の不満の解消にもなるんだと思いますので、その辺のところをやってもらわないかと。

それとまた、生産者にも責任も求めないかんとというふうにも思いますので、第三セクターの方には参画しないというような話のようですが、それでも生産はしてもらふと。絶対出してもらふんだという形の方へ理解していただく方向をやっていくかんと違うかなと。

それと、私はアユのことばかり言って申しわけないんですが、名古屋の百貨店で、これは参考的な話なんですが、クリオネを泳がしているわけですよ、小さな瓶に。これは1カ月以上泳いでいますわ。どういう管理をしておられるのか、よくわからないですけど、冷凍の魚を売っている、マグロやとかを売ってあるところで置いてあるんですけど、クリオネがおる。やっぱりそれをのぞきに行くんです、みんな。のぞきに行って、ついでに横っちょのものを買っていくんだというような形でおやり、うまく見つけたなというふうに思っているんですが、甲良の場合は小魚、小アユを道の駅の売場の真ん中にぽんと置いて、アユが泳いでおるというような中で、アユもおるわけですし、私もこの間、アユを釣りましたので、1.5キロほど釣つたので、道の駅へ出そうかという話をしたら、釣つたやつはあかんと。琵琶湖のやつでなかったらあかんと。砂をかんだら、苦情を言われたらいかんからあかんとというふうに言われたんですが、水路で飼っておけば、そう砂をかむわけじゃないですし、前も言ったと思うんですけど、アユを販売することも、今、多賀の方が持ってきておられますけど、それを甲良の中でやっていくというようなこと、誰かにしてもらえんかなというふうにも思います。魚つかみの好きな人、ようけおられると思いますので。

それから、次に、園芸作物進行補助金交付という形で、私も受けたんですが、その、今甲良町としてせせらぎの里をやるにあたって、こういう事業

を始められたと思うんですけど、その対象者数と直売所への納品状況はどうなっているのかということをお調べいただいていると思いますので、ご報告願います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 平成22年度で52件でございます。816万210円ということで、パイプハウスの導入から含めて7つの補助事業で利用されております。

次に、23年度の実績ですけど、24件、補助の額にして285万5,090円でございます。それは、内容は同じです。それと、直売所納品状況ですけど、補助を受けられた生産者は直売所への出荷は全員されているということでございます。

出荷時期とか、生産の品目によって異なりますけれど、その時期に合わせて出しているということで、主なものについてはトマト、キュウリ、小菊とか、桃、イチゴ等でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 全員が出していただいているということであればいいんですが、ちょっと耳に挟んだところによりますと、これがその時期の対象やったかどうかは知りませんが、甲良町の補助を受けた中で物置になっておると。トラクターが入っておるといような形で、物はつくっておられないというような話も聞いていますので、そういうことがないような方向でやっていただきたいというふうに思います。せっかくの補助金ですので多少なりとも出していただくということをご心掛けてもらわんと、これが広がっていくとろくなことにならんというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

それから、来年3月正式オープンという形でいくわけですが、行政の責任者ですよ、産業課長がどんどんおやりになるなら、また話は別なんですけど、そういうわけでもないでしょうし、現状、生産体制の確立とか、販売等の指導をどのようにされているのかということをお聞かせ願います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 この組織のあり方ということで、ちょっと説明させていただいた部分と重複するんですけど、基本的には現在、来年3月のオープンまでに出荷体制が一番大切でございます。それを受けて直売所の管理運営規約に基づいて指導もしながら役員との協力の中で取り組んでいきたいということで、議員が先ほど提案していただいた加工部会の方も今準備段階で取りかかっているという状況でございます。ということで、そのことを管理規約に沿って、目的を持った形の事業に取り組むことが一番大切ではないかなというふうに思っております。

それと、組織のあり方についても同じ回答になるんですけど、町、また東びわこ、また商工会等の株式会社方式によりまして、できるだけ確実に成功できるような、そういうような検討も含めていきたいというように思っておりますのでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 じゃ、ちょっと聞かせてください。植田さんがいらっしゃいますよね。この3月から勤務形態が変わっているんですか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 週に3日というふうに変わっております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 鳴り物入りで植田さん、入られていると思うんですが、週に3日というような形で、これから3月に向けて事が進んでいくのかどうかという心配をします。

それと、先ほど人事の話もしましたが、かわられたばかりで、何かがちやがちやになっているんじゃないかなという印象を受けるんですよね。植田さんが2日に一ぺん来られて、どういう勤務形態になっているのか、まとめて来られて、前半は休んで後半は来られるとか、どういう勤務形態になっているのかわかりませんが、真剣味が変わってくると思うんですよ。そこら辺を行政としてどういうふうに、このかわりは誰がやるとかいうことをやっていってもわないと、3月に本当にいけるかどうかという、何が何でも3月、時期が来たらやりますと言うたら済むんですけど、そんな問題でもないと思いますので、このところを仕事を分担された中でやっていかないと、ありきたりの答弁をされているだけでは事がうまくいかないという心配をします。その辺のところをどう考えているか、お考えを聞かせてください。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 植田指導員を含めてですけど、県の農産普及課とか、そういうところでも専門の担当がいますので、その内容に合った形の指導とか、そういう研修会を行っているということでございますので、できるだけ生産者に指導できるような体制で取り組んでいきたいと思っております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういうふうな方向でやってもらえるのなら一番ありがたいんですが、その辺のところを生産者とぎすぎすしたような状態にならない方向でのかじ取りは課長としてやっていただきたいと思っておりますので、その辺、よろしくお願い申し上げておきます。

次に、農道整備についてというところでございますが、当初予算では発表された舗装が取り消されたというのはある区長さんから聞きまして、その辺

のところはどうなっているのかなというところですが、今日も町長の答弁にもありましたが、国の交付金が減ってきて下げられたというところの話もわからなくてもないんですが、やはりこれを今回は取りやめにしたというのは事実ですか。

○**建部議長** 産業課長。

○**米田産業課長** 当初ですけれど、予算的には950万の要望をしておりました。そうした中で、路線的には5地区で8路線というようなことで計画を持っておったんですけれど、農林水産省の方の国庫補助を受けての事業を町として取り組んでおりますので、内示額が700万7,000円に落ちたということでありまして、差額の249万3,000円ということになるんですけれど、この5地区8路線をやろうと思えば950万要るということで、その倍の額になるわけなんですけれど、地元負担がありますので。2分の1ということでございます。ということで、路線の1地区で2路線ということで小川原1路線、正楽寺1路線の方を、当初内示で配分するというようなことで要望というか、地元からの要望があったということで、地元にも要望している以上、期待感もあったわけなんですけれど、この内示額を受けて地元区長さんの方に説明に上がりました。ということで、上がって、次年度に、本年度は見送りさせていただいて次年度に取り組みさせていただくということでご了承いただいていたところでございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** この予算の問題なんですけど、これは町長に聞く方がいいかとは思いますが、なぜこんなことになったかと。全国的にはこんなことになっていないはずなんです。滋賀県と新潟県と、もう1件、どこだったかな。その3県がこういう予算が減額されていると。減額になったというか、認められないような請求の仕方をした、要求の仕方をしたようですが、その辺を、これは県のミスですので、やはり町長というか、甲良町として行政の方へは補正予算でも組んでもらって、何とかもらってほしいなというふうにも思いますので、翌年回しというようなことを言わずにやってほしいなというふうをお願いしておきます。

それと、これはちょっとあまり発表したらいかんのかもわかりませんが、先ほどから入札の問題でいろいろ出ているんですが、低入札がよく行われていて、今日もあそこで張り出されている結果を見ますと、大きく予算が余っているやつもありましたし、その辺のところがあるんですけど、道路舗装での実施された中で、多分オーバーすることはないんだというふうに思いますので、予算が余ってきたら、その範囲の中で運用はできないものなのかということをお尋ねしたいと思います。これで物件がつくれれば一番い

いんだというふうに思うんですけど、舗装の範囲の中で、箇所づけはそうやって減ったとしても、ほかのことで運用できないのかと。

○**建部議長** 産業課長。

○**米田産業課長** 入札差額などで予算執行ができるということになりましたら、1つでも本年度実施していきたいというようには思っております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 1つでもやっていただきたいのと、町長にはまた補正で、県の補正にも組んでもらって、民主党の方もわけがわからなかったと。何で滋賀県はこんなことになったんだというような話も聞いていますので、調べたら要求の仕方をどうも間違ったようだというようなことも聞いていますので、その辺で、復活すればまたもらえるというようなことも思っていますので、ぜひよろしく願いしておきます。

次に、エネルギー対策、防災についてお伺いします。

節電を求められているという形で、今日も総務課長、いろいろと返答されておりましたので、大半は省きたいと思うんですけども、町としての対策として、病院とか企業への要請というのは、甲良町としてはされているかどうかということをお聞きします。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 甲良町としてですが、直接はしていません。関西電力の方に問い合わせたところ、大きな病院につきましては、節電を依頼していますけれども、個人の病院というのか、医院につきましては、今のところ依頼はしていない。やはりいろんな機械がありますので、個人医院までは依頼していないということであります。

それと、契約500キロワット以上の企業につきましては、戸別訪問をさせてもらって、企業の実情を聞き取りしながら節電に協力をお願いしているということでありました。ほかの企業につきましては、文書やメールでお願いしているというふうな状況と聞いています。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 町内企業からは、節電に対して困るというような要望は、甲良町には上がっていないという理解でよろしいですか。

それで1つ、もし15%節電、昼間行われたとしたときに困る問題が、各家庭では冷蔵庫があると思うんですね。それと、オール電化の家は当然何も煮炊きはできないわけですが、ガスでおやりになっていて、電気でスイッチが入れられるようになってきているようなところ、電池ならいいんですけど、電気でスイッチになっているような装置があるやにも聞くのですが、その辺が、いわゆるガスを出しもってマッチで火をつけるというような、今はチャッカ



マンがありますけど、そういうところでの事故が心配になりますので、その辺、防災無線等で呼びかけていただきたいというふうに思います。

次に、原発の再稼働について、町のスタンスはどうかという形でお聞きしたかったんですが、けさの新聞に載っていましたので、甲良町としては早く運転再開をしてほしいという要求だと思えます。そのようなスタンスで私もいいかと思えますが、これは国民的課題になってきますので、やはり将来的には原発はなくさないかんというのは絶対的なことなんでしょうが、当面はやっていかないといかん。甲良町で言われた、いわゆる企業の電気料金が上がったら税収も減っていく現象を招く。逃げられたら困るわけですし、その辺のこともわかりますし、原発がたかれないと化石燃料の燃料費が、現状ではあまり言われていないようなんですが、約10倍になるというふうにも聞いていますので、これ、関電さんも、電力会社は今のところはどうも抑えているようなんですけど、これを言うと、が一っと大騒ぎになるというようにも言われていますのであれなんですけど、化石燃料が日本の足元を見て上げていくだろうということも言われておりますので、やはり原発は最小限運転しておかないといかんのではないかなと私も思っていますので、その辺のところは今のこの立場を支持したいと思っております。

それから、公共施設へのソーラーパネルという形で、午前中の話で総務課長、西小学校だとか、いろんなところで使われているということなんですけど、公共施設へという形でいきますと、甲良町役場、切れたら全然パソコンが使えないというような話ですので、そこら辺を今後の課題としてつけていくというようなことも必要じゃないかなと。

それから、午前中の答弁で、濱野議員の答弁でおっしゃっていましたが、大林の山ですね。あの辺がそういう発電基地にでもなっていくようなことも考えられるんじゃないかなと思いますし、せせらぎの里は屋根にはつけられないと。方向性も悪いんだとは思いますが、それ以外のところで道の駅の電気も経費は安くやっていかないかんという観点からでは、そういうものも設置しておけばいいんじゃないかなというふうにも思うんですが、あそこは自家発電装置はあったんですかね、せせらぎの里は。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 ありません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういう観点からも、とまるということは、ああいうところで物が冷えなかつたら売り物にもならんわけですから、この辺、自家発電装置もリースするなり、何なりへの対処はしていかないかんだろうというふうにも思っていますので、その辺のところはよく検討しておいてほしいのと、いろんな

ところでの設置を検討していただきたいという要望をしておきます。

次に、不正受給という形の中で、生活保護受給者の不正受給が発覚しています。その辺で、当町での受給者の世帯数と対象者の数はどのようなになっているかということをお報告を求めます。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 失礼します。甲良町の生活受給の世帯数でございますけれども、平成24年4月現在、世帯数につきましては68世帯、対象人数につきましては94人でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 68世帯94人ということではありますが、これ、私も不勉強で申しわけないんですが、この中には外国人の方はどういう扱いを受けておるんでしょう。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 済みません。福祉課ではないんですけど、以前いたということでもよろしいでしょうか。数は把握しておりませんが、日本人も外国人も同じような制度の中で受給ができるということになっております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そうしますと、現状ではこの数の中には外国人の方は入っておられないのかどうかということなんですが、わからなければ後で結構です。教えてください。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 済みません。今手持ち資料を持っておりませんので、後日報告させていただきます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 支給基準がいろいろとあるわけなんですけど、その調査はどのようにされているかということなんですけど、今、大阪市が徹底してやっているとします。私も大阪市の資料を見せていただきました、甲良町で。その辺のところ、本人は破って捨てようかと思ったときに、保健福祉課の方が見つけられたようなんですが、子どもさんも生活保護を受けているから親御さんに何とか面倒を見てもらえないかというような通知のようでした。その辺で、親御さんも生活保護を受けているというような形で、行方知れずだった人の行方がわかったということが1つの救いかなと思うんですが、さすが大阪市、調査したなというふうにも思っていますし、この辺のところ、支給基準ですか、どのような調べ方を、県から来て指導されているとは思いますが、その辺、甲良町としても同行しているのかとか、データを毎年どのように出されているのかとか、その辺を教えてくださいと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 失礼します。この生活保護の支給につきましては、あくまでも決定権につきましては県の福祉事務所が決定権を持っておりまして、町は補助機関として一緒にお仕事をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

一応、不動産とか預貯金、あるいは生命保険等の調査を全部いたします。それと、親子、兄弟姉妹関係からの援助があるかどうかについても通知等でさせていただきます。それと、生活保護の期間中につきましても、仕事のあっせん等を行い、少しでも自立を促していくところが現状でございます。それと、少しでも収入があれば1カ月ごとに収入申告の提出を求めていますので、金額の減額等はさせていただいているというような現状でございます。あくまでも県の担当者と一緒に毎月支給時にヒアリングと申しますか、聞き取り等をさせていただいている現状でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういうふうにおやりになっているんだと思うんですが、甲良町の場合に、それでとがめを受けたとか、打ち切ったとか、そういう事例はあるんでしょうか。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 一応生活実態をもとにやっておりますので、うその申告というか、そういうようなことがありましたら、当然人数とかを減らして、支給額を変更したりはしております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 件数はあるということですね。

○川嶋保健福祉課長 あります。

○西川議員 それと、生活保護を申請するにあたりましては、私、民生委員をしていましたので、サインして、こういう理由だからということで認めてほしいということは出しているわけなんですけど、民生委員以外にそういう申請ができる方というのはいらっしゃるんですか。区長とかそういうのはいいんですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 一応情報につきましては、区長さんから情報をいただきますけれども、あくまでも民生委員さんを通じて申請等をお願いしているというのが現状でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ということは、民生委員だけだという理解でよろしいですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 結構です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 わかりました。

次に、最後ですが、毎月発表になっていきます人の動きという広報を見ますと出ているんですけど、正確な数字を私も把握しておりませんが、最近のところで見ていると、人口が減るのに世帯数が増えるという要因が、傾向があるように思うんですけど、この辺の要因は何が考えられるのかということ、ほか、何か推測できるようなことがあれば教えていただきたい。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 済みません。ちょっと数字だけ、まず先に述べさせていただきます。

人口ですけれど、5年間を拾ってみました。平成19年で8,137名でしたが、平成24年の年度初め、3月末でも結構ですけど、7,767名ということで、5年間で370名人口が減っていると。年間平均で74名人口が減っているという現実です。世帯数につきましては、平成19年が2,378、平成23年度末、24年頭ですけども、2,550ということで172世帯増えていると。平均で34世帯毎年増えているというのが実態でございます。

人口の増減の要因ですけれど、これも数字なんですけど、人口が増えるということは出生と転入と。職権というのがあるんですけど、それは年間に数名ということであまり影響がないということで省かせていただきますが、出生が5年間平均で約60人、年間60人ですね。これは傾向的にはやや減少傾向にあります、毎年。それから、転入につきましては、5年間の平均で、1年で年間約200人が転入しているという現実がございます。これにつきましては、5年間で年度ごとにはばらつきがございます。多いときには200名以上転入されていますし、少ない年では170とか180という数字でございます。

それから、減る原因としましては、死亡と転出が考えられますが、5年間の平均で亡くなられている方は1年間に81名が平均で亡くなられますと。それから転出につきましては、年間平均で250の方が転出されるということでございます。

あと、世帯の増減につきましては、これも転入と、あとは世帯の関係でいきますと、世帯分離ということが考えられますけれど、転入世帯は5年間で平均年間約140世帯が転入されると。世帯分離は24世帯年間平均あるということがございますし、減る原因としましては、転出と、あと世帯全員が亡くなると。わかりやすく言いますと、1人世帯の方が亡くなると

世帯がなくなるということになります。その辺の数字を拾ってみましたところ、転出が年間、5年間の平均ですが、これも年間で116世帯が転出されて、全員死亡されるのは10世帯余りあるということで、これをまとめてみますと、先ほど言いましたように、年間で人口が74人減って、世帯が34世帯平均で増えているというのが現実でございます。

その要因は何かとなりますと、これらの手続については、手続のときに理由までは記載されませんので、何がということははっきりは申し上げにくいところがございます。ただ言えるのは、例えば外国人の方で労働で入られるという場合には、1人入って1世帯ということでありますので、それでいきますと、少人数の世帯が転入される。もともと4、5人で住んでいた方のうちの、結婚されて誰かが転出されるということになってきますと、そこら辺のバランスの関係で、トータルしますと人口が減っているのに世帯数が減らないというようなことが言えるのではないかというふうに推測されます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 いろいろな要素があるとは思いますが、1つ、要因の中で、24世帯でしたっけ、世帯分離されているのが。その24世帯の話なんですけど、こういうことを世帯分離をされることの、もし何か税制の利点があるとか、そういうことがあるのか、逆さまに税金はようけとられるよというような形になっていくのか。その辺の意味合い的な要素ですよ。夫婦別れしてやっておられる方もおられるかもわからんし、その辺のところもいろんな要素はあるとは思いますが、世帯分離することの利点とか、マイナス要因というようなものがありますでしょうか。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 同じ住所で子どもと親が世帯が別々という世帯もございます。ただ、家庭ごとに、いわゆるメリット、デメリットはいろいろあると思います。例えば、国民健康保険の方ですと、世帯を分けるとそれぞれに課税されてくるということがあります。ただ、生活していく上で必要やということでそういうことをされる方もおられますやろうし、逆に、別々にしておくの不都合やという方もおられると思いますので、一概に得やとか損やとかというのはあまり言えないと思います。

ただ、例えば老人ホームへ入所されるとかいう場合には、世帯分離をされて出ていかれますので、そういう意味ではそれは仕方がないことというふうには考えております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 わかりました。それでは、最後に、先ほど発表されました外国人83名65世帯、これはこの人の動きの中の人口の人数に入っているんでし

ようか。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 はい。外国人も日本人もすべての数字でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ということは、20歳以上の話に限ってくるわけですけど、その方の分は選挙権はないという理解でよろしいですか。外国人の。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 ちょっと選挙のことは、質問にないので答えてええかどうかわかりませんが、基本的に外国人の方は今のところ参政権はございませんということです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ということは、あの中から今後こういう数値は引いた中で有効投票者数というのは計算していかないかんという形でございますね。わかりました。

いろいろとご質問させていただきました。

せせらぎの里につきましては、私らもうまくいくようにと願っての質問でございますし、産業課長の方におかれましては、積極的に取り組んでもらいます。3月を迎えてというふうに思いますので、何とか皆さんを、町長以下のしりをたたいていただきまして、人事等を決めていっていただきたいと思えます。

農道整備等の道路予算に関しましては、これは建設課の方の予算も皆同じだと思えますが、その辺で先ほど申しましたように、補正でまた県の方へ陳情していただいて、1つでも物件をつくっていただいて、町内業者を潤わすというような形の方向へ持っていただきたいというふうに思えます。

エネルギーに関しましては、いろいろと問題もこれからまだまだ発生するんだとは思いますが、甲良町も積極的に発言されていくことを望んでおきますので、よろしく願い申し上げます。

今日は、どうもありがとうございました。

○建部議長 西川議員の一般質問が終わりました。

時間が参りましたので、本日はこれをもって散会いたします。

次回、11日月曜日でございます。9時から開会いたしまして、2人の議員さんの一般質問がございます。午前中で終わるというふうに思えますので、ご苦労さんでございました。

(午後5時25分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 西 川 誠 一